

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【事業年度】	第18期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区菅原町2番16号 FUJIO BLDG.
【電話番号】	06(6360)0301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員財務経理部長 仁田 英策
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区菅原町2番16号 FUJIO BLDG.
【電話番号】	06(6360)0301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員財務経理部長 仁田 英策
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	22,846	26,838	30,486	33,324	34,900
経常利益 (百万円)	1,683	2,082	2,669	2,273	2,323
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	709	1,056	1,405	1,079	1,083
包括利益 (百万円)	717	1,103	1,438	1,061	1,098
純資産額 (百万円)	3,445	4,876	6,117	6,890	7,202
総資産額 (百万円)	14,227	15,820	18,012	20,054	21,231
1株当たり純資産額 (円)	372.45	498.42	622.35	698.87	723.21
1株当たり当期純利益 (円)	77.46	110.53	144.09	110.16	111.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	69.93	97.05	128.16	97.64	102.70
自己資本比率 (%)	24.0	30.6	33.8	34.2	33.8
自己資本利益率 (%)	22.9	25.5	25.7	16.7	15.4
株価収益率 (倍)	13.9	15.9	20.3	21.5	23.7
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,582	2,743	3,093	2,904	3,638
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,480	3,799	3,619	4,112	3,339
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	258	496	298	1,116	239
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	3,851	2,446	2,231	2,134	2,186
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	498 (2,153)	564 (2,446)	602 (3,032)	650 (2,819)	577 (2,678)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外書きで記載しております。

3. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	22,597	25,882	28,995	31,169	32,812
経常利益 (百万円)	1,699	2,033	2,661	2,414	2,415
当期純利益 (百万円)	703	1,037	1,407	1,104	1,144
資本金 (百万円)	1,200	1,457	1,481	1,501	1,705
発行済株式総数 (株)	45,909	48,689	9,793,200	9,827,400	10,268,795
純資産額 (百万円)	3,442	4,821	6,044	6,886	7,305
総資産額 (百万円)	14,172	15,142	16,664	18,965	20,202
1株当たり純資産額 (円)	374.03	493.71	616.07	699.64	734.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4,000.00 (-)	5,000.00 (-)	30.00 (-)	30.00 (-)	35.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	76.82	108.51	144.26	112.69	117.85
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	69.35	95.28	128.31	99.87	108.52
自己資本比率 (%)	24.2	31.7	36.2	36.3	36.1
自己資本利益率 (%)	22.6	25.2	26.0	17.1	16.2
株価収益率 (倍)	14.0	16.2	20.3	21.0	22.4
配当性向 (%)	26.0	23.0	20.8	26.6	29.7
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	418 (2,113)	475 (2,356)	515 (2,870)	531 (2,654)	487 (2,502)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外書きで記載しております。

3. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和54年12月	個人事業として藤尾実業を設立、グループ1号店をオープン。
昭和58年10月	店舗数10店舗達成。
昭和60年3月	店舗数30店舗達成。
昭和61年6月	株式会社フジセイ・コーポレーションを設立。
昭和63年7月	まいどおおきに食堂1号店「森町食堂」をオープン。
平成4年1月	名古屋進出。
平成8年2月	つるまる1号店「堺筋店」をオープン。
平成8年12月	東京進出。
平成9年8月	串家物語1号店をオープン。
平成11年11月	大阪市北区において、飲食店の経営、フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導等を目的に株式会社フジオフードシステムを設立。 「まいどおおきに食堂」のフランチャイズ加盟店募集を開始。 「神楽食堂 串家物語」のフランチャイズ加盟店募集を開始。
平成13年2月	東京都台東区に東京事務所を開設。
平成13年5月	株式会社フジセイ・コーポレーションの全発行済株式を取得し、連結子会社とする。
平成13年12月	東京事務所を東京都台東区松が谷に移転。
平成14年5月	本社を大阪市北区天神橋二丁目5番16号に移転。
平成14年7月	大阪証券取引所「ヘラクレス」(現 東京証券取引所「JASDAQ」)に上場。
平成14年12月	「手作り居酒屋 かつぼうぎ」のフランチャイズ加盟店募集を開始。
平成15年10月	本社を大阪市北区天神橋二丁目北2番6号に移転。
平成16年4月	東京オフィスを東京都港区青山に移転。
平成16年4月	大阪証券取引所「ヘラクレス」の「グロス」銘柄から「スタンダード」銘柄へ所属変更。
平成16年11月	株式会社フジセイ・コーポレーションを簡易合併方式により吸収合併。
平成17年1月	「まいどおおきに食堂」200店舗達成。
平成17年6月	グループ全体で400店舗達成。
平成17年12月	「まいどおおきに食堂」300店舗達成。
平成18年4月	グループ全体で500店舗達成。
平成18年6月	中国・上海市に子会社、上海藤尾餐飲管理有限公司(現連結子会社)を設立。 中国・上海に海外1号店を出店。
平成18年10月	グループ全体で600店舗達成。
平成18年10月	アメリカ合衆国ハワイ州に子会社 FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A.CO,LTD.を設立。
平成20年4月	アメリカ合衆国ハワイ州にJapanese Restaurant HINONE MIZUNONEを出店。
平成21年3月	追手門学院大学内に「追手門食堂」を出店。
平成22年12月	日根野食堂(大阪府泉佐野市)を次世代店舗としてリニューアルオープン。
平成23年8月	「浪花麺之庄つるまる饅頭」の米国展開に関する基本合意書締結。
平成23年10月	シンガポールに子会社 FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.を設立。
平成24年1月	ハワイのスペシャルティコーヒーチェーン「ホノルルコーヒー」のマスターフランチャイズ契約締結。
平成24年2月	株式会社ホノルルコーヒージャパン(現連結子会社)を設立。
平成24年4月	東京・お台場にホノルルコーヒー1号店をオープン
平成24年6月	米国カリフォルニア州に子会社 FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.を設立。
平成24年12月	鶴見緑食堂(大阪市鶴見区)をライブアイランドタイプとしてオープン。
平成25年9月	タイにMBK FOOD SYSTEM CO.,LTD.を設立。 創業50年の美味しいご飯を提供する大衆食堂として有名な「銀シャリ屋ゲコ亭」(大阪府堺市)の店舗運営を承継。
平成25年11月	台湾に美樂食餐飲股份有限公司を設立。
平成26年3月	タイに1号店を出店。
平成26年7月	コンビニエンスストアと外食店舗との一体型店舗「ファミリーマート+まいどおおきに食堂東池袋四丁目店」をオープン。
平成26年10月	台湾に1号店を出店。
平成27年4月	インドネシア合併会社として「PT MULIA SUKSES PERDANA」を設立。
平成27年8月	鳥取県と提携し、農福連携による農業参入「株式会社フジオファーム」を設立。
平成27年11月	株式会社博多ふくいちと資本・業務提携を目的とした株式譲渡契約を締結。
平成28年2月	シンガポールのサラダ専門店「SaladStop!」とマスターフランチャイズ契約を締結。
平成28年5月	株式会社はらドーナッツを子会社化。
平成28年6月	株式会社フジオチャイルドを設立。
平成28年11月	SALADSTOP!1号店「表参道店」オープン。 株式会社梅の花との資本業務提携。
平成28年12月	株式会社どんを子会社化。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社9社で構成されております。なお、上海藤尾餐飲管理有限公司及び株式会社ホルルコーヒージャパンは連結子会社であります。

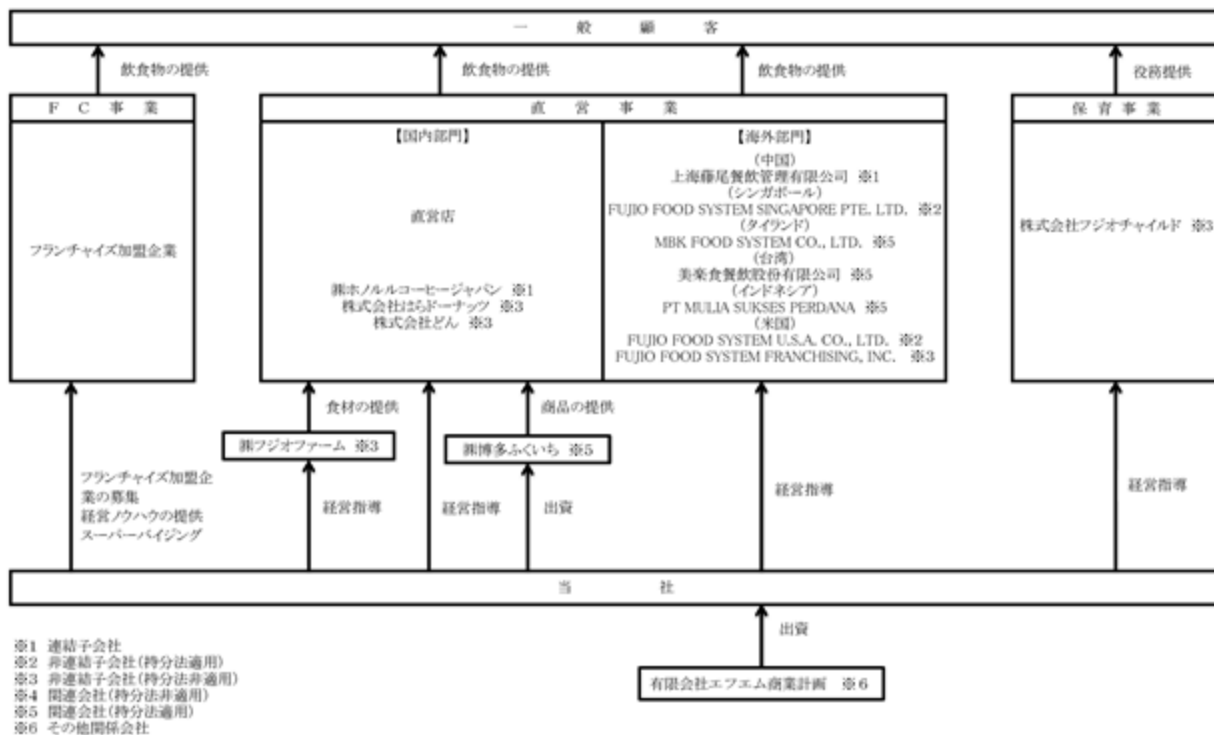
当社は各種業態の飲食店の経営及び飲食店のフランチャイズチェーン（以下、「FC」という。）本部の経営を、主な事業内容としております。

なお、台湾及びインドネシアにおきましては、当社の子会社である FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE. LTD. が現地有力企業をパートナーとする合弁会社 美樂食餐飲股份有限公司およびPT MULIA SUKSES PERDANAを設立し、当該合弁企業を通して、当社ブランドの展開を行っております。

直営事業および海外事業として複数業態を運営している他、直営事業および海外事業での運営ノウハウをもとに「まいどおおきに食堂」「神楽食堂 串家物語」「手作り居酒屋 かつぼうぎ」「つるまる」の加盟店募集、店舗設計ノウハウの指導、店舗運営ノウハウの指導及び研修、PB商品の提供等を行うFC本部の運営を行っております。

なお、保育事業については、平成28年6月に設立し平成29年1月より事業を開始いたしました。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



直営事業及びF C事業において展開する主な業態は次のとおりであります。

1. 直営事業

直営事業は、当社グループの主力事業であり、当連結会計年度末の直営店舗数は455店舗（国内449店舗、海外6店舗）です。

主な直営店には、家庭料理を中心にセルフスタイル方式で料理を提供する「まいどおおきに食堂」、お客様自身が自由にメニューを各テーブルで揚げていただく「神楽食堂 串家物語」、昼は定食屋、夜は低価格な居酒屋という「手作り居酒屋 かつぼうぎ」、セルフタイプのうどん屋「つるまる」の主力業態に加え、定食業態の「釜戸ごはん さち福や」の他に天麩羅専門店「えびのや」、カフェ業態「タルト&カフェ デリス」、洋食業態「フジオ軒」、世界三大コーヒーのひとつとも称される米国ハワイ州のコナ地区でのみ栽培されるコナコーヒーをご提供する「ホノルルコーヒー」などがあります。

2. F C事業

F C事業は、直営事業で培った数多くの直営店運営のノウハウをもとに自社業態への加盟店募集を行い、飲食店経営ノウハウの提供を行う事業であります。当連結会計年度末のF C店舗数は354店舗（国内352店舗、海外2店舗）です。

直営事業、F C事業の店舗状況は以下のとおりであります。

「まいどおおきに食堂」

「まいどおおきに食堂」につきましては、「できたて商品の提供」にこだわった既存店舗の改装の推進、季節メニューの導入、調理指導の強化、計画的な販促活動、店舗内経費の効率的な削減により、店舗収益力の強化を図りました。また、時間帯別売上実績に基づく適正な営業時間での営業、または適正人員での運営などの店舗管理にも注力してまいりました。

具体的には、改装後のさらなる食堂の良さを多くの方々にも認知して頂くべく、販促活動の一環として一部店舗にて半額セール等を実施し、非常に多くのお客様にご好評を頂きました。今後も対象店舗を増やしていく予定であります。

海外におきましては、上海に6店舗を展開いたしております。中国を含めたアジアを中心として、今後も確実な店舗展開を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は435店舗（直営店（国内）139店舗、F C店（国内）290店舗、直営（海外）6店舗）となり、直営部門の売上高は102億72百万円となりました。

「神楽食堂 串家物語」

「神楽食堂 串家物語」につきましては、店内デザインの一新や女性及びファミリー層のお客様にも喜んで頂ける新メニューを導入した新スタイル店舗の出店を進めております。

また、串家物語の新スタイル店舗はお客様からご好評を頂いており、同業態の既存店舗に関しましても順次、新スタイル店舗への改装を進めております。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は103店舗（直営店（国内）89店舗、F C店（国内）14店舗）となり、直営部門の売上高は109億14百万円となりました。

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」につきましては、既存店舗の収益力改善に注力いたしました。季節メニューの導入、アーリータイム飲み放題キャンペーン等の実施による集客力の向上、調理指導の強化、店舗内経費の効率的な削減により、店舗収益力の強化を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は45店舗（直営店（国内）34店舗、F C店（国内）11店舗）となり、直営部門の売上高は23億40百万円となりました。

「つるまる」

「つるまる」につきましては、オフィス街を中心とした出店により低価格のうどんをご提供させて頂く「浪花麺 乃庄 つるまる 餛飩」、店内で製麺したうどんをご提供させて頂く「鶴丸餛飩本舗」を展開し、幅広いお客様層から変わらぬご支持を頂いております。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は53店舗（直営店46店舗、F C店（国内）5店舗、F C店（海外）2店舗）となり、直営部門の売上高は21億12百万円となりました。

「その他のブランド」

「その他のブランド」につきましては、「日常食を取りそろえ、健康を食べて頂く『第二の食卓』を実現します」をキャッチフレーズとした「さち福や」、昔ながらのレトロな雰囲気の中で自家製ハンバーグ等をお召し上がり頂ける洋食屋「フジオ軒」、目の前で揚げる出来立ての天麩羅をお手軽に楽しめる専門店「天麩羅えびのや」、旬のフルーツをたっぷり使ったフルーツタルト専門店「タルト&カフェ デリス」、世界三大コーヒーのひとつとも称される米国ハワイ州のコナ地区でのみ栽培されるコナコーヒーをご提供する「ホノルルコーヒー」等を展開しております。また、シンガポールのサラダ専門店「SaladStop!」を日本全国に展開することを目的として、11月1日に日本国内1号店を表参道に出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は173店舗（直営店（国内）141店舗、FC店32店舗）となり、売上高は75億47百万円となりました。

	直営店(国内)	F C店(国内)	直営店(海外)	F C店(海外)	合計
まいどおおきに食堂	139	290	6	-	435
神楽食堂 串家物語	89	14	-	-	103
手作り居酒屋 かっぼうぎ	34	11	-	-	45
つるまる	46	5	-	2	53
その他	141	32	-	-	173
合計	449	352	6	2	809

（注）「その他のブランド」は、定食業態「釜戸ごはん さち福や」「えびのや」、カフェ業態「ホノルルコーヒー」「タルト&カフェ デリス」、洋食業態「フジオ軒」などであります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
上海藤尾餐飲管理有限公司	中国上海市	8,427千人民元	飲食店の運営等	93.8	役員の兼任
株式会社ホノルルコーヒー ジャパン	大阪市北区	200百万円	飲食店の運営等	100.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社)					
株式会社博多ふくいち	福岡県糟屋郡 新宮町	10百万円	水産食料品製造業	35.0	役員の兼任
MBK FOOD SYSTEM CO.,LTD.	タイ王国 バンコク市	109,091千THB	飲食店の運営等	45 (45)	役員の兼任
美樂食餐飲管理有限公司	台湾 台北市	100百万TWD	飲食店の運営等	50 (50)	役員の兼任
PT MULIA SUKSES PERDANA	インドネシア ジャカルタ市	32,664百万IDR	飲食店の運営等	36.7 (36.7)	役員の兼任
(その他の関係会社)					
有限会社エフエム商業計画	大阪市北区	3百万円	スポーツジム 運営等	被所有 15.7	役員の兼任

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成28年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
直営事業	516 (2,670)
F C 事業	2 (1)
全社(共通)	59 (7)
合計	577 (2,678)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外書きで記載しております。

3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ73名減少したのは、独立支援制度による退職及び直営店の閉店等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成28年12月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
487 (2,502)	37.4	5.0	3,945,003

セグメントの名称	従業員数(名)
直営事業	435 (2,496)
F C 事業	2 (1)
全社(共通)	50 (5)
合計	487 (2,502)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外書きで記載しております。

3. 当社は業績連動型報酬を基本としており、退職金制度は採用していません。

4. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

外食産業におきましては、競合他社による積極的な出店のみならず、他業種・他業態との競争の激化、人手不足に伴う人件費や採用コストの高騰、原材料価格の高止まり等、業界全体で厳しい経営環境は続いております。

このような状況の中、当社グループは「大衆というカテゴリーで日本一の外食企業になる」という確固たる目標のもと、既存事業の全体的な底上げを行うための商品開発、販売促進キャンペーン活動の強化、店舗におけるサービス力向上を図るための教育・研修体制の強化に注力し、「まいどおおきに食堂」を中心として「神楽食堂 串家物語」、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」、「つるまる」をはじめとする全ブランドの業績向上に全社一丸となって取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高349億円（前年同期比4.7%増）、営業利益24億10百万円（前年同期比2.0%増）、経常利益23億23百万円（前年同期比2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が10億83百万円（前年同期比0.3%増）となりました。また、当社グループ全体で当連結会計年度における新規出店数は32店舗（直営29店舗、F C店3店舗）、当連結会計年度末の店舗数は809店舗（直営店（国内）449店舗、F C店（国内）352店舗、直営店（海外）6店舗、F C店（海外）2店舗）となりました。

(直営事業)

直営事業におきましては、「まいどおおきに食堂」を中心に全ブランドの既存店業績向上の実現に向けた組織体制の構築に注力致しました。また新規出店については、安定した収益力をもつ「串家物語」を中心に大型商業施設内への積極的な展開と、「さち福や」「えびのや」「フジオ軒」等のブランドについても立地を厳選した出店を行いました。

その結果、当連結会計年度中の新規出店は29店舗、直営事業全体で売上高は331億88百万円（前年同期比4.7%増）、セグメント利益は34億13百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

(F C事業)

F C事業におきましては、フランチャイズ加盟店に対する支援業務について、本部組織の営業本部内にトレーナー機能を設置しており、直営店に現れた特長や改善点を営業本部の当社トレーナーから各加盟店への共有をスピーディーに進めております。さらには当社トレーナーが各加盟店に臨店の上行う調理指導の他、店長会議、トレーナー会議等を通じて直営店における成功事例・問題点の共有を進めることにより、加盟店店舗の収益力強化に努めております。

その結果、当連結会計年度中の新規出店は3店舗、F C事業全体の売上高は17億12百万円（前年同期比4.6%増）、セグメント利益は12億23百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は21億86百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は36億38百万円の収入（前年同期は29億4百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が18億81百万円となり、非現金支出である減価償却費16億47百万円及び減損損失3億92百万円が発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は33億39百万円の支出（前年同期は41億12百万円の支出）となりました。主な要因は、直営店の新規出店等による有形固定資産の取得による支出19億94百万円及び敷金及び保証金の差入による支出2億32百万円、株式会社梅の花との資本業務提携にともなう投資有価証券の取得による支出9億66百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は2億39百万円の支出（前年同期は11億16百万円の収入）となりました。主な要因は、借入の実行による収入が33億60百万円、長期借入金の返済、社債の償還、割賦債務及びリース債務の返済、自己株式の取得による支出が35億16百万円、発生したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

1. 直営事業については、店舗においてお客様から商品の注文をいただき、その場で調理して直接お客様へ提供しておりますので受注実績について記載すべき事項はありません。
2. FC事業については、受注形態による販売ではないため、受注実績について記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと次のとおりであります。

セグメント別売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
まいどおおきに食堂	10,272	97.6
神楽食堂 串家物語	10,914	105.4
手作り居酒屋 かっぱうぎ	2,340	98.8
つるまる	2,112	96.5
その他	7,547	120.7
直営事業 計	33,188	104.7
加盟金売上	115	906.2
ロイヤルティ売上	798	99.9
イニシャル売上	71	68.0
ランニング売上	726	101.0
FC事業 計	1,712	104.6
合計	34,900	104.7

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. イニシャル売上は、出店時に必要な店舗設備、備品などの売上であります。
3. ランニング売上は、店舗運営時に必要な消耗品類などの売上であります。
4. 海外部門の売上は、上海に出店している6店舗のみ上記金額に含まれております。

直営事業地域別売上高

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)			当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)		
	直営店売上高			直営店売上高		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)
関東地区	8,943	28.22	119	9,571	28.84	123
東海地区	1,482	4.68	17	1,697	5.11	15
関西地区	18,908	59.68	269	19,753	59.52	273
中国・四国地区	756	2.39	7	555	1.67	5
九州地区	990	3.12	11	1,055	3.18	13
海外地区	606	1.91	8	556	1.68	6
合計	31,687	100.00	431	33,188	100.00	435

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の前連結会計年度の売上高及び店舗数には非連結子会社は含まれておりません。
3. 上記の当連結会計年度の売上高及び店舗数には非連結子会社は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおりません。

既存店の収益力向上

当社の成長グループ戦略のためには、既存店の収益力向上が必要不可欠と認識しております。さらなる収益力向上のため、「凡事徹底」（飲食店として当たり前の事を当たり前に行う）を直営店、F C店の全店共通の合言葉に、Q S Cレベルの向上、お客様に喜んで頂けるお店作りに邁進してまいります。

F C加盟店の出店促進と支援体制の強化

F C加盟店の業績向上のため、出店候補地の探索支援、研修トレーナーの育成支援など研修体制の充実に図り、また出店後の支援についても、支援体制を強化することでF C加盟店の収益力向上に邁進してまいります。

時代のニーズに対応した業態の開発

日常食・大衆食をキーワードに、多様化する消費者のニーズに的確に対応した業態をスピーディーに開発し、どの店舗においても良質かつ同質の商品サービスが提供できるようにパッケージ化をすすめることが重要であるとと考えております。当社グループでは、既存業態のブラッシュアップ、新業態の開発を経営の生命線であると捉え、業態を開発することで他社との差別化を図ってまいります。

人材の確保とスピーディーな人材育成の推進

さらなる成長に向けて出店を進めていく上で優秀な人材を確保し、お客様に満足して頂けるサービスを提供できる人材として育成していくことは重要な課題であると認識しております。このため当社グループは求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の再構築作業や人事評価制度の見直し・運用、ストックオプション制度の導入等、従業員の定着を図るとともに、従業員のレベルアップを図るため、毎月、営業店舗の全従業員を対象として様々な店舗運営ノウハウを指導・教育する「階層別研修」を開催するなど、特に営業スタッフに向けた独自の教育プログラムを実施・運営しています。さらには、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の一環としまして、「独立支援制度」のブラッシュアップも実施し、既存の営業幹部・専門職ラインとは別に、志望者から申請に基づいた上で、一定の社内基準に達した者を選抜し、当社との業務委託契約の締結により店主として独立し経営者を目指す道も用意されております。

メニュー開発・仕入から商品提供までの体制強化

外食産業には、「食」を直接提供する産業としてのレベルの高い安全衛生管理体制の強化が求められております。より安全性の高い食材の確保に注力し、「手作り感」を大切に、リーズナブルな価格で安全で衛生管理の行き届いた商品の提供ができるように体制を強化してまいります。

4【事業等のリスク】

下記において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分認識した上で、発生の回避もしくは発生した場合でも、影響を最小限にとどめるべく、企業体力の充実、財務体質の向上に努めております。なおリスク要因はこれらの事項に限られるものでなく、また将来発生しうる全てのリスクを必ずしも網羅したものではありません。

直営店出店戦略について

当社グループは、直営店を日本国内で449店舗、海外に6店舗（平成28年12月31日現在）展開しております。確実な出店による店舗数拡大が当社グループの基本戦略の一つとして認識しており、今後も収益を確保できる出店を行っていく方針です。新規出店に際し、立地条件・賃借条件から既存店舗における実績を根拠とした事業計画を綿密に立て、その収益性を十分に検討してまいります。条件に合致した物件が確保できない場合、また、新規店舗の業績が計画通りに推移しない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加盟店の展開について

当社グループは、直営店と同じく加盟店による出店を確実に進めることを基本戦略の一つとしており、加盟店の支援業務、開発業務の強化に努めております。しかしながら、加盟店の各企業の個別事情及び立地確保の遅れなどから、出店数や出店時期が当社の計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加盟契約締結後の出店状況について

当社グループは、加盟希望者と加盟契約を締結し、加盟契約に定めたエリアにおいて、当社グループが定める商標を使用することで、加盟店が自ら店舗を経営する権限を付与しております。加盟契約では、出店場所の確保は加盟店側の責任としておりますので、加盟店が出店場所を確保できなかった場合でも当社がその責任を負わないこと及び加盟店から収受する加盟金は、理由の如何を問わず一切返還しないものと定められております。しかしながら契約解除の理由などを考慮して当社が加盟店に対して加盟契約解除に伴う費用を支払う可能性もあり、その場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社グループがフランチャイジー（加盟企業）となる出店について

国内および海外戦略の一環として、当社グループが他社の主宰するフランチャイズ事業に加盟し、加盟企業（店）として店舗展開を行う場合があります。この場合、当該事業は継続的取引のため、基本的には5年を超える中長期的な期間が契約期間として設定されることが見受けられますが、当該他社または当社グループの戦略、環境の変化その他契約条件の見直しや合意に至らないこと等により、当該フランチャイズ事業が短期間で終了し、または契約更新に至らない場合があります。この場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

競合の状況について

外食業界は、他業態と比較すると参入障壁が低く新規参入が多いこと、また長引く個人消費の低迷や業界の垣根を越えた価格競争の影響も受け、非常に激しい競合状態が続いている業界であります。当社グループといたしましては「大衆食」の業態に絞り、時代のニーズに合った業態、メニューを開発することで他社との差別化を図っております。しかしながら、当社グループの出店が拡大するにつれ、類似した業態を投入してくる外食企業が現れ始めており、今後当社グループが出店している店舗と同様のコンセプトを持つ競合店舗の出店増加等により、当社グループの商品の価格及び当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループのフランチャイズ事業に加盟してありました加盟企業の契約終了後における競業義務違反、秘密保持違反、不正競争防止法違反、商標権等知的財産権侵害等その他第三者による以上の侵害等につきましては、当社グループが当該事実を認識次第、法務室を中心に厳正な対応を検討してまいります。

各種法的規制等について

当社グループの直営店及び加盟店は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業等の許可を受けております。各店舗では、店舗における飲食物の提供及び調理を行うにあたり、店舗の設備器具、食材の取扱い及び従業員の衛生管理について、当社グループが詳細に作成した店舗運営マニュアル等に基づき、衛生管理に努めております。しかしながら上記諸施策に関わらず、店舗における飲食を理由とする食中毒や食品衛生に関するクレームの発生、社会全般にわたる一般的な衛生問題等が発生した場合には、営業許可の取消、営業禁止もしくは一定期間の営業停止の処分、被害者からの損害賠償請求、当社グループの信用力低下等、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼし、直営店売上、あるいはFC加盟店の売上減少に伴うロイヤリティ収入等の減少により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また労務面において短時間労働者に対する厚生年金の適用基準拡大が行われた場合、当社グループは業種柄、従業員に占める短時間労働者の比率が高いため、新たに社会保険に加入する労働者の増加による当社グループが負担する社会保険料の増加並びに短時間労働への就労希望者の減少等が発生し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗保証金について

当社グループは、主に店舗の土地及び建物を賃借する方式で出店しており、出店時に土地等所有者に対して敷金・保証金及び建設協力金として資金の差入を行っており、建設協力金は、当社グループが月々支払う賃借料との相殺により回収しております。新規出店の際には、対象物件の権利関係等の確認を行っておりますが、土地所有者である法人、個人が破綻等の状態に陥り、土地等の継続的使用や債権の回収が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが締結している土地等に係る長期賃借契約のうち、当社グループの事情により中途解約する場合、当社グループが代替借主を紹介することを敷金・保証金等の返還条件としているものがあります。そのため、当社グループの事情により中途解約する場合には新たな代替借主を紹介できないことにより、敷金・保証金等を放棄せざるを得ず、損失が発生する可能性があります。

食材について

食材につきましては、BSE、鳥インフルエンザ、ノロウイルス等のような疾病や、食材供給国の食品衛生管理上の問題等、食品偽装問題等など、消費者の食に対する安全性、信頼性を損なう深刻な問題が発生している中、消費者の外出に対する需要の低下や食材の価格上昇の可能性があります。以前にも増して安全かつ良質な食材の確保が重要になっております。

また、農作物は天候等の影響による収穫量の変動に伴う市況の変動のリスクを負っております。当社グループにおきましても食材の安全性及び安定的な確保に向けてこれまで以上に取り組んでまいりますが、上記諸事情等により食材市況が大幅に変動し、仕入価格の上昇、食材の不足等が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループでは、更なる成長に向けて出店を進めていく上で、優秀な人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると認識しております。そのため、従来の中途採用を中心とした即戦力募集（業界経験者）に加え、新卒者等の募集にも着眼点を置き、幅広く優秀な人材の確保・育成に努めております。また、営業社員が「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の再構築作業や人事評価制度の見直し・運用、ストックオプション制度の導入等、従業員の定着を図るとともに、店長のレベルアップを図るため、定期的に全店長を集めて様々な店舗運営ノウハウを指導・教育する全体研修会を開催するなど、特に営業スタッフに向けた独自の教育プログラムを実施・運営しています。しかしながら、今後、当社グループが必要とする十分な人材確保ができなかった場合や人材育成が予定通り進まなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

労務問題について

当社グループにおきましては、労働時間管理、就業規則、労働契約書その他法令順守、労務教育の体制を構築するとともに、事前の予防の意味からも従来より設置している「従業員ホットライン」の幅広い認知を全店に向け実施しております。しかしながら、万一、労務問題が発生した場合、被害者からの損害賠償請求、当社グループの信用力低下等、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼし、ひいては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社グループにおきましては、企業で取扱い、また収集した情報（（特定）個人情報を含みます。）は大切なリソースとして管理、利用等行っております。これらの情報管理につきましては取組先、従業員（退職者を含みます。）とは秘密保持契約または秘密保持条項等を締結し、また、いわゆるマイナンバーにつきましては外部専門業者に委託することにより社内の取扱いを極力減らすことにより漏えいが発生しないよう努めております。しかし、万一、情報漏えい事件が発生した場合、被害者からの損害賠償請求、当社グループの信用力低下等、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼし、ひいては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産等の減損会計基準の適用について

外食業界の環境悪化等により、当社グループにおいて営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなった場合や、保有する固定資産、関係会社株式の市場価格が著しく下落した場合など、固定資産、関係会社株式の減損会計基準の適用によって、減損損失が計上され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達について

当社グループの平成28年12月期の有利子負債（社債、借入金、割賦購入未払金）は、負債及び資本合計の40.9%となっており、将来の金利情勢及び当社の信用状態の変動により調達コストが上昇した場合や、調達が困難となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

潜在株式について

平成28年12月31日現在、当社グループが役員、従業員等に付与している新株予約権（ストックオプション）の目的となる株式290,900株は、発行済株式総数10,268,795株の2.8%に相当しています。付与された新株予約権の権利行使により1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、今後付与されるストックオプション等については費用計上が義務付けられているため、今後のストックオプションの付与により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項

当社グループにおける借入金の一部には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

- イ．各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年度の12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。
- ロ．各年度決算期末の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

カントリーリスク

当社グループは、積極的に海外進出を検討・展開しており、平成28年12月31日現在におきましては、上海に6店舗を出店しております。また、米国、中国、シンガポールに子会社を4社有しております。

なお、台湾及びインドネシアにおきましては、当社の子会社である FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE. LTD. が現地有力企業をパートナーとする合併会社 美樂食餐飲股份有限公司及びPT MULIA SUKSES PERDANAを設立し、当該合併企業を通して当社ブランドの展開を行っております。

これらの進出国特有の法規制、政治、経済、税務等のカントリーリスクその他合併企業の出資者の状況等により、店舗または企業が進出国より撤退せざるを得ない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当社グループでは、独自の販売管理システムを構築しております。自然障害やハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウイルスなどのシステム障害が発生した場合、または適切に対処できなかった場合には、当社および当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズチェーン加盟契約の要旨

「まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約

当社は、「まいどおおきに食堂」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「まいどおおきに食堂フランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「まいどおおきに食堂」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に4百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の一定料率

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

「神楽食堂 串家物語」フランチャイズ基本契約

当社は、「神楽食堂 串家物語」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「神楽食堂 串家物語フランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「神楽食堂 串家物語」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に8百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間純売上高（消費税を含まない）の一定料率

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」フランチャイズ基本契約

当社は、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「手作り居酒屋 かつぼうぎフランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「手作り居酒屋 かつぼうぎ」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に8百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の一定料率

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

「つるまる」フランチャイズ基本契約

当社は、「麺乃庄 つるまる饅飴」及び「鶴丸饅飴本舗」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「つるまるフランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「麺乃庄 つるまる饅飴」又は「鶴丸饅飴本舗」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	
	麺乃庄 つるまる饅飴	当該契約時に1百万円の支払
	鶴丸饅飴本舗	当該契約時に2百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の一定料率

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

(2) 地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約の要旨

「まいどおおきに食堂」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約

当社は、「まいどおおきに食堂」の全国規模での展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して「まいどおおきに食堂」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約を締結し、エリアフランチャイズ権の付与を行っております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社は、加盟店が一定の地域内で「まいどおおきに食堂」チェーンの直営店を出店することを認める。また、契約期間中当該地域においてエリアフランチャイズ本部として、エリアフランチャイズ権を付与する。	
契約期間	契約締結日から8年間 ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	エリアフランチャイズ権利金	契約締結時に一定の該当エリア出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	各エリア契約店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の一定料率

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約

当社は、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」の全国規模での展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して「手作り居酒屋 かつぼうぎ」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約を締結し、エリアフランチャイズ権の付与を行っております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社は、加盟店が一定の地域内で「手作り居酒屋 かつぼうぎ」チェーンの直営店を出店することを認める。また、契約期間中当該地域においてエリアフランチャイズ本部として、エリアフランチャイズ権を付与する。	
契約期間	契約締結日から8年間 ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	エリアフランチャイズ権利金	契約締結時に一定の該当エリア出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	各エリア契約店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の一定料率

(3) マスターフランチャイズ契約の要旨

「ホノルルコーヒー」マスターフランチャイズ契約

当社は、ハワイにおけるコーヒーブランドの地位を確立したホノルルコーヒーを日本全国に展開することを目的として、ホノルル・コーヒー・ライセンス・カンパニー・エルエルシーとの間に長期マスターフランチャイズ契約を締結しております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社に対して、日本国内において、「ホノルルコーヒー」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権（サブフランチャイズの店舗展開権を含む）、また独占輸入販売権を認める。	
契約期間	契約締結日から10年間	
契約条件	マスターフランチャイズ権利金	契約締結時に日本国内における一定の出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	直営店の月間総売上（消費税を含まない）の一定額 サブライセンシーとして弊社が加盟店から徴収するロイヤルティ（消費税を含まない）の一定額

「SALADSTOP!」マスターフランチャイズ契約

当社は、シンガポールで展開しているサラダ専門店「SaladStop!」を日本全国に展開することを目的として、SaladStop Pte Ltd.との間に長期マスターフランチャイズ契約を締結しております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社に対して、日本国内において、「SaladStop!」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権（サブフランチャイズの店舗展開権を含む）を認める。	
契約期間	契約締結日から15年間	
契約条件	マスターフランチャイズ権利金	契約締結時に権利金として一定額および1店舗当たりの一定額を支払う。
	ロイヤルティ	直営店の月間総売上（消費税を含まない）の一定額 サブライセンシーとして弊社が加盟店から徴収するロイヤルティ（消費税を含まない）の一定額

「Ahabi LLC」マスターライセンス契約

当社は、平成29年2月23日の取締役会において、アメリカのAhabi LLCとの間で、マスターライセンス契約の締結を行うことを決議し、平成29年3月4日に契約を締結しました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

(4) 事業提携契約

株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約

当社は株式会社アドバンテッジアドバイザーズと事業提携契約を締結しております。

契約内容は、次のとおりであります。

事業提携の主な理由

- ・効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入
- ・有能な海外事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用するノウハウの獲得

事業提携の内容等

- ・国内新規出店に関する支援活動
当社の既存業態を活用した、新業態の収益性を含めた店舗モデルの作成、提案や同社のノウハウを活かした出店余地分析、出店用地の探索支援を受けることにより、より効率的な出店戦略を進めてまいります。
- ・海外事業提携支援
同社の有するネットワークを活用した海外事業パートナー探索支援、事業戦略策定支援を受けることにより、スピーディーかつ確実な海外事業展開を進めてまいります。
- ・全社経営管理・計数分析手法導入支援
出店スピードを加速させるに伴い、これまで以上に海外を含めた全社ベースでのより精緻な経営管理が必須となってまいります。かかるノウハウを豊富に有する同社から計数分析手法の導入支援を受けることにより、より精緻な経営管理を実現してまいります。

(5) 資本業務提携契約

株式会社梅の花との資本業務提携契約

当社は株式会社梅の花と資本業務提携契約を締結しております。

契約内容は、次のとおりであります。

資本業務提携の主な理由

- ・両社の外食サービス等における相互補完、協力関係の構築、両社の企業価値のさらなる向上

資本業務提携の内容等

- ・食材及び材料備品等の共同購入、両社物流網の相互活用
両社の仕入調達力の強化を図りつつ店舗配送網の相乗りにより、特に店舗網の希薄なエリアにおける両者の物流コストの低減を図ります。
- ・セントラルキッチンの相互活用
当社グループの商品を、梅の花のセントラルキッチンで製造することにより、製造効率の向上およびメニューラインナップの多様化を図ります。
梅の花のセントラルキッチンで製造されている既存商品をアレンジして当社グループに供給することにより、当社グループの商品強化およびコスト低減を見込んでおります。
- ・アジアを中心とした海外展開の協業

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、当社グループの経営陣は決算日における資産・負債の数値及び偶発資産・負債の開示並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。また、経営陣は過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数値についての判断の基礎としております。実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これら見積りと異なる場合があります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

売上高につきましては349億円となりました。売上高をセグメント別に分析しますと、直営事業が331億88百万円、F C事業が17億12百万円となっております。

直営事業

直営事業においては、「まいどおおきに食堂」を中心に全ブランドの既存店業績の維持・向上に全社一丸となって取り組みました。また新規出店については、安定した収益力をもつ「串家物語」を中心に大型商業施設内への積極的な展開と、「さち福や」「えびのや」「フジオ軒」等のブランドについても立地を厳選した出店を行いました。

これらの結果、当連結会計年度中の新規出店は29店舗、直営事業全体で売上高は331億88百万円、セグメント利益は34億13百万円となりました。

F C事業

F C事業においては、弊社トレーナーによる臨店指導に加えて弊社代表取締役による全国を対象とした直接臨店を行っております。加盟企業様と親密な関係を築き、直営事業における成功事例の共有・問題点の迅速な解消に注力致しました。

これらの結果、加盟金売上は1億15百万円、イニシャル売上は71百万円、ロイヤルティ売上は7億98百万円、ランニング売上は7億26百万円となり、F C事業全体の売上高は17億12百万円となり、セグメント利益は12億23百万円となりました。

売上総利益につきましては226億17百万円、営業利益は24億10百万円、経常利益は23億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億83百万円となりました。

(3)当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前期比11億76百万円増加して212億31百万円となりました。その内訳は次のとおりであります。

流動資産

当連結会計年度末の流動資産残高は、前期比1億23百万円増加し46億84百万円となりました。

この主な要因は、借入金の増加に伴う現金及び預金の増加52百万円、店舗数の増加に伴う売掛金の増加16百万円、繰延税金資産の増加12百万円によるものです。

固定資産

当連結会計年度末の固定資産残高は、前期比10億58百万円増加し165億45百万円となりました。

この主な要因は、株式会社梅の花との資本業務提携に伴う投資有価証券の取得や保有投資有価証券につき時価評価益が発生したことに伴う投資有価証券の増加10億9百万円によるものです。

流動負債

当連結会計年度末の流動負債の残高は、前期比11億15百万円増加し、70億58百万円となりました。

この主な要因は、店舗数の増加に伴う買掛金・未払金・未払費用の増加51百万円、1年内返済予定の借入金の増加2億63百万円、1年内償還予定の社債の増加4億62百万円、未払法人税等・未払消費税等の増加3億32百万円によるものであります。

固定負債

当連結会計年度末の固定負債の残高は、前期比2億51百万円減少し、69億69百万円となりました。

この主な要因は、社債を固定資産から流動資産に振り替えたことに伴う減少10億59百万円、新規出店に伴う長期借入金の増加7億35百万円、資産除去債務の増加31百万円によるものであります。

純資産

当連結会計年度末の純資産の合計は、前期比3億12百万円増加し、72億2百万円となりました。

この主な要因は、ストックオプションの行使及び転換社債の行使に伴う資本金及び資本剰余金の増加4億7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上及び配当金の支払による利益剰余金の増加7億57百万円、自己株式の取得による減少8億75百万円によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は21億86百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は36億38百万円の収入（前年同期は29億4百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が18億81百万円となり、非現金支出である減価償却費16億47百万円及び減損損失3億92百万円が発生したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は33億39百万円の支出（前年同期は41億12百万円の支出）となりました。主な要因は、直営店の新規出店等による有形固定資産の取得による支出19億94百万円及び敷金及び保証金の差入による支出2億32百万円、株式会社梅の花との資本業務提携にともなう投資有価証券の取得による支出9億66百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は2億39百万円の支出（前年同期は11億16百万円の収入）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入が33億60百万円、長期借入金の返済、社債の償還、割賦債務及びリース債務の返済、自己株式の取得による支出が35億16百万円発生したことによるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける設備投資の対象は、主として直営事業における出店が中心であり、当連結会計年度は、22億94百万円の設備投資を実施いたしました。

また、不採算店舗の見直しに伴い、閉店店舗の設備の除売却額は49百万円となりました。

各事業セグメント別の投資総額及び重要な設備の除却、売却等は以下のとおりであります。金額には出店に伴う敷金保証金を含んでおります。

設備投資額

セグメントの名称	設備投資の額（百万円）
直営事業	1,627
F C 事業	-
小計	1,627
消去又は全社	667
合計	2,294

（注） 金額には出店に伴う敷金・保証金を含んでおります。

重要な設備の除却、売却等

セグメントの名称	設備の除売却額（百万円）
直営事業	49
F C 事業	-
小計	49
消去又は全社	-
合計	49

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における平成28年12月31日現在の主要な設備は、以下のとおりであります。

（平成28年12月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数(人) 外[臨時雇用者]	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積)㎡	リース資産	車両運搬具		合計
本社 (大阪市北区)	全社的 管理業務	本社機能	1,119	70	1,150 (2,653.10㎡)	-	0	2,340	51 [4]
東京支社 (東京都中央区)	管理業務	事務所設備	3	-	- (-)	-	-	3	1 [1]
名古屋支社 (名古屋市中村区)	管理業務	事務所設備	4	-	- (-)	-	-	4	- [1]
直営店 (全国405店舗)	直営事業	店舗設備等	5,566	1,134	240 (120.49㎡)	31	-	6,973	435 [2,496]

（注）上記の金額には消費税は含まれておりません。

(2) 国内子会社

(平成28年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数(人) 外[臨時雇用者]
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
株式会社ホノルル コーヒージャパン	本社(大阪府)	管理業務	本社機能	-	-	-	4 [1]
	直営店(24店舗)	直営事業	店舗設備	454	53	507	21 [120]

(3) 在外子会社

(平成28年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数(人) 外[臨時雇用者]
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
上海藤尾餐飲管理有限公司	本社(上海)	管理業務	本社機能	-	-	-	5 [1]
	直営店(6店舗)	直営事業	店舗設備	100	8	109	60 [54]

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資について、平成28年12月31日現在における重要な設備の新設・改修等の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (増加客席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
まいどおおきに食堂 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	120	-	借入金	平成29年4月	平成29年11月	80
串家物語 (愛知県他)	直営事業	店舗設備等	353	1	借入金	平成28年12月	平成29年11月	247
かっぽうぎ (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	86	-	借入金	平成29年4月	平成29年9月	50
つるまる (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	5	-	借入金	平成29年5月	平成29年6月	-
その他 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	612	51	借入金	平成28年12月	平成29年12月	820

(2) 重要な設備の除却

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年3月30日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	10,268,795	10,269,795	株式会社東京証 券取引所 「JASDAQ」 (スタンダード)	発行済株式は、すべて完全 議決権株式であります。権 利内容に何らの限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株数は100 株であります。
計	10,268,795	10,269,795	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日以降この有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年3月29日の定時株主総会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	28	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,600	5,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	752	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 752 資本組入額 376	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有しているものとする。但し、当社の取締役、監査役を任期満了で退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本取締役会決議並びに株主総会に基づき、当社と取締役、監査役及び従業員との間で締結した「株式会社フジオフードシステム新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	166	164
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,200	32,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	829	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月15日から 平成30年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 829 資本組入額 415	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続発生日から6ヶ月以内に代表相続人を選任し当社が指定する手続を行うことで、新株予約権を相続することができる。

新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年2月21日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	662	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	132,400	132,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,793	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月10日から 平成31年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,793 資本組入額 897	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

- (a) 当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合
(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所(当初は東京証券取引所JASDAQ市場)における当社普通株式終値の1月間(当日を含む直近の20営業日とし、終値のない日を除く。)の平均株価(1円未満切り上げ)が一度でも上記に定める行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である平成31年7月31日までに行使しなければならないものとする。

上記に該当した日以後において、上記(a)(b)に定める場合以外の理由により当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記の定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者は、本新株予約権を放棄することができないものとする。

5. 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年11月20日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	467	467
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,700	46,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,812	同左
新株予約権の行使期間	平成29年12月7日から 平成33年12月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,812 資本組入額 1,406	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割・併合、新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続発生日から6ヶ月以内に代表相続人を選任し当社が指定する手続を行うことで、新株予約権を相続することができる。

新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

平成27年11月20日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	730	730
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,642	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月7日から 平成34年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,642 資本組入額 1,321	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

- (a) 当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合
(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所(当初は東京証券取引所JASDAQ市場)における当社普通株式終値の1月間(当日を含む直近の20営業日とし、終値のない日を除く。)の平均株価(1円未満切り上げ)が一度でも上記に定める行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である平成34年4月30日までに行使しなければならないものとする。

上記に該当した日以後において、上記(a)(b)に定める場合以外の理由により当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記の定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、本新株予約権を放棄することができないものとする。

平成24年5月14日開催の取締役会において決議された無担保転換社債型新株予約権付社債

第2回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日から 平成29年5月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来な いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予 約権付社債に付されたものであり、 本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、 当該本新株予約権に係る本社債を出 資するものとし、当該本社債の価額 は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注)2	同左
無担保転換社債型新株予約権付社債の残 高(百万円)	632	同左

(注)1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2)当初転換価額

本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は、当初、930円とする。

(3)転換価額の修正

本社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等ですが、修正条項に定められた決定日は当期末において既に経過しており、転換価額の修正は行われておりません。

(4)新株予約権の目的となる株式の数の上限

1,074,400株(平成24年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の11.7%)

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 時価（本号 () に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記 () の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものととして本()を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ただし、本()に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は第2項に定める転換価額とする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (7) 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権の交付
当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- () 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- () 振替機関が必要であると認められた日
- () 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

承継会社等の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(8) 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)から14日以上前の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

「取得日」とは、当社が別に定め、取得通知に記載する日をいう。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(A)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

転換価値 - 額面金額相当額(正の数である場合に限る)

1株当たりの平均VWAP

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の払込金額

最終日転換価額 × 1株当たりの平均VWAP

「1株当たりの平均VWAP」とは、VWAP 計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP 取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。VWAP 計算期間中に第4項(3)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。「最終日転換価額」とは、VWAP 計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。

「VWAP 計算期間」とは、当社が取得通知をした日(同日を含まない。)の5VWAP 取引日(以下に定義する。)日後から始まる30連続VWAP 取引日をいう。

本項において「VWAP 取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、VWAP が発表されない日を含まない。

3 繰上償還

(1) 当社に生じた事由による繰上償還

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）から14日以上前の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年5月30日	98.22	100.49	103.66	110.70	120.00	130.00
平成25年5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

() 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

() () 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第2項第(4)号及びに記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項第(4)号乃至に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- () 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本項第(1)号 に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本項第(1)号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(1)号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本項第(1)号 に基づく通知が行われた場合には、本項第(1)号 の手続が適用される。

スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本項第(1)号に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(2) 社債権者の選択による繰上償還

支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(1)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

4 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

5 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

6 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

7 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「当初転換価額」「新株予約権の目的となる株式の数の上限」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	245	45,909	14	1,200	14	1,080
平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注)2	2,780	48,689	257	1,457	257	1,337
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)3	9,744,511	9,793,200	23	1,481	23	1,361
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)1	34,200	9,827,400	19	1,501	19	1,381
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注)2	441,395	10,268,795	203	1,705	203	1,584

- (注) 1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
2. 転換社債の株式転換による増加及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
3. 株式分割による増加及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
4. 平成29年1月1日から平成29年2月28日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

(平成28年12月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	10	119	18	8	9,676	9,845	-
所有株式数 (単元)	-	16,296	77	45,851	687	38	39,732	102,681	695
所有株式数の 割合(%)	-	15.870	0.074	44.653	0.669	0.037	38.694	100.00	-

- (注) 1. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。
2. 自己名義株式350,473株は、「個人その他」に3,504単元、「単元未満株式の状況」に73株を含めて記載して
おります。

(7)【大株主の状況】

(平成28年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
有限会社エフエム商業計画	大阪市北区菅原町1番23号	1,560,000	15.19
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	1,164,800	11.34
藤尾政弘	大阪府箕面市	660,000	6.42
フジオ取組先持株会	大阪市北区菅原町2番16号 FUJIO BLDG.	390,200	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	363,800	3.54
株式会社梅の花	福岡県久留米市天神町146番地	350,000	3.40
藤尾 正治	大阪市北区	337,400	3.28
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5-1号	317,600	3.09
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	307,400	2.99
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	300,000	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(リテール信託口620005747)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	300,000	2.92
サントリービバレッジソリューショ ン株式会社	東京都中央区京橋3丁目1番1号	300,000	2.92
計	-	6,351,200	61.84

- (注) 1. 上記大株主の状況は、平成28年12月31日現在における株主名簿に基づいて記載しております。
2. 当社は、自己株式を350,473株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、363,800株であります。
4. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、300,000株であります。
5. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、300,000株であります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

(平成28年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 350,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,917,700	99,177	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 695	-	-
発行済株式総数	10,268,795	-	-
総株主の議決権	-	99,177	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権12個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

(平成28年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジオフードシステム	大阪市北区菅原町2番16号 FUJIO BLDG.	350,400	-	350,400	3.41
計	-	350,400	-	350,400	3.41

(注) 当社は単元未満自己株式73株を保有しております。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成19年3月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役及び従業員等(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成19年3月29日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

取締役 6名 計 14,000株
従業員 21名 計 6,000株

上記のうち、平成29年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により10名9,400株の権利を喪失しております。

2.新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成24年2月24日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

従業員 224名 計 100,000株

上記のうち、平成29年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により52名17,000株の権利を喪失しております。

2.新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成26年2月21日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成26年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役及び執行役員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成26年2月21日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

取締役及び執行役員 9名 計 150,000株

上記のうち、平成29年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により2名6,000株の権利を喪失しております。

2.新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成27年11月20日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成27年11月20日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

従業員 88名 計 46,700株

2.新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成27年11月20日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役及び執行役員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成27年11月20日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

取締役及び執行役員 8名 計 73,000株

2.新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価格の総額(百万円)
取締役会(平成28年2月26日)での決議状況 (取得期間 平成28年3月14日～平成28年12月31日)	350,000	900
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	350,000	873
残存決議株式の総数及び価格の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	435	1
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	350,473	-	350,473	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当を中心とした株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の1つと認識しており、具体的には収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期かつ安定した中間及び期末の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり（当社定款中「毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。」旨を定めております。）当期の期末配当につきましては1株当たり35円といたしました。

内部留保資金の用途につきましては、将来の更なる事業展開のために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成29年3月30日定時株主総会決議	347	35

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高（円）	227,400	390,000	418,000 3,185	2,948	2,792
最低（円）	148,000	209,800	336,400 2,051	2,010	1,900

（注）1．最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所「JASDAQ」（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所「JASDAQ」（スタンダード）におけるものであります。

2．当社は、平成26年4月1日付で1株を200株とする株式分割をしており、印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	2,497	2,582	2,650	2,661	2,715	2,792
最低（円）	2,250	2,452	2,451	2,562	2,585	2,643

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所「JASDAQ」（スタンダード）におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

男性13名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	営業企画本部長	藤尾 政弘	昭和30年3月3日生	昭和54年12月 大阪市藤尾実業を創業 昭和61年6月 株式会社フジセイ・コーポレーション設立 同社代表取締役 平成11年11月 当社代表取締役社長 平成24年2月 株式会社ホノルルコーヒージャパン 代表取締役会長 平成28年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成28年4月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 平成28年5月 当社代表取締役社長 兼営業企画本部長(現任) 平成28年8月 株式会社ホノルルコーヒージャパン 代表取締役社長(現任)	(注)5	660,000
取締役	営業企画本部 副本部長	藤尾 英雄	昭和55年6月12日生	平成15年11月 当社入社 平成16年4月 当社商品部 マネージャー 平成19年6月 当社財務経理部課長兼経営企画部課長 平成21年1月 当社直営事業本部営業推進室長兼システム企画室長 平成21年7月 当社執行役員 商品管理本部長 平成22年3月 当社取締役 商品管理本部長 平成23年6月 当社取締役 商品管理本部長 兼人事総務本部長兼人事部長 平成24年2月 株式会社ホノルルコーヒージャパン 代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役 営業本部長 平成26年1月 当社取締役 平成28年5月 当社取締役 営業企画本部副本部長(現任) 平成28年8月 株式会社ホノルルコーヒージャパン 代表取締役副社長(現任)	(注)5	25,800
取締役	経営管理本部長 兼経営企画部長	九鬼 祐一郎	昭和39年2月20日生	昭和62年4月 山一証券株式会社入社 平成10年2月 日興証券株式会社入社 平成12年10月 松井証券株式会社入社 平成16年6月 同社 専務取締役 平成18年6月 株式会社アーク入社 平成22年6月 同社 取締役副社長 平成23年11月 当社入社 平成24年2月 当社執行役員 経営企画部長兼東京支社長 平成25年3月 当社取締役 経営企画部長兼東京支社長 平成25年12月 当社取締役 経営管理本部長 兼経営企画部長(現任)	(注)5	20,200
取締役	F C 事業本部長 兼店舗開発部長 兼 F C 支援部長	前園 誠	昭和50年5月23日生	平成11年7月 株式会社ベンチャー・リンク入社 平成13年7月 当社入社 平成15年4月 当社店舗開発部長 平成21年7月 当社執行役員 店舗開発部長 平成22年4月 当社執行役員 開発本部長兼店舗開発部長 平成26年3月 当社取締役 開発本部長兼店舗開発部長 兼 F C 事業部長 平成28年4月 当社取締役 F C 事業本部長 兼店舗開発部長兼 F C 支援部長(現任)	(注)5	4,500
取締役	営業本部長 兼営業推進部長	高森 秀樹	昭和43年7月5日生	平成5年4月 金井税理士法律事務所入社 平成6年4月 大阪ヒルトンホテル入社 平成7年4月 パレットプラザ香里が丘店(自営) 平成18年12月 当社入社 平成22年2月 当社執行役員 第3事業本部長 平成25年4月 当社執行役員 人事総務本部長 平成27年8月 当社執行役員 営業本部長 平成28年3月 当社取締役 営業本部副本部長 平成28年4月 当社取締役 営業本部長 平成28年5月 当社取締役 営業本部長兼営業推進部長 (現任)	(注)5	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	営業企画本部副本部長 兼調理部長	松本 大祐	昭和48年2月26日生	平成9年4月 株式会社フジセイ・コーポレーション入社 平成23年2月 当社調理部長 平成25年4月 当社執行役員 調理本部長 平成28年3月 当社取締役 調理本部長 平成28年5月 当社取締役 営業企画本部副本部長 兼調理部長(現任)	(注)5	-
取締役	経営管理本部副本部長 兼財務経理部長	仁田 英策	昭和34年10月26日生	昭和57年4月 田辺製菓株式会社(現田辺三菱製菓株式会社)入社 平成21年5月 ステラケミファ株式会社入社 平成21年6月 同社取締役常務執行役員 管理本部長 平成22年8月 第一稀元素化学工業株式会社入社 平成22年12月 同社財務部長 平成26年4月 当社入社 平成26年7月 当社執行役員 経営管理本部副本部長 兼財務経理部長 平成28年3月 当社取締役 経営管理本部副本部長 兼財務経理部長(現任)	(注)5	-
取締役	人事総務本部長兼 人事部長	辰田 耕二	昭和40年8月5日生	平成元年4月 株式会社池田銀行(現株式会社池田泉州銀行)入行 平成20年8月 株式会社池田銀行(現株式会社池田泉州銀行)苦楽園支店長 平成23年10月 株式会社池田泉州銀行池田駅前支店長 平成29年2月 当社入社 平成29年3月 当社取締役 人事総務本部長 兼人事部長(現任)	(注)6	-
取締役	-	伊東 康孝	昭和24年9月26日生	昭和47年4月 ことぶき食品(現株式会社すかいらーく)入社 昭和61年6月 株式会社すかいらーく 営業本部長 平成元年5月 同社取締役 人事本部長 平成3年6月 同社常務取締役 商品本部長 平成5年2月 株式会社パーミヤン 代表取締役社長 平成13年1月 株式会社すかいらーく 代表取締役社長 平成18年1月 同社代表取締役副会長 平成26年3月 当社取締役(現任)	(注)5	-
監査役	-	山田 庸男	昭和18年12月15日生	昭和45年4月 大阪弁護士会登録 昭和48年4月 山田法律事務所(現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)所長(現任) 平成6年4月 大阪弁護士会副会長 平成6年6月 アルフレッサファーマ株式会社 監査役(現任) 平成9年7月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 平成10年6月 ステラケミファ株式会社 監査役 平成11年6月 株式会社フジセイ・コーポレーション 監査役 平成11年8月 株式会社なみはや銀行金融整理管財人 平成16年3月 当社監査役(現任) 平成16年4月 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 非常勤監事 平成19年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 平成21年5月 株式会社SBJ銀行 監査役(現任) 平成23年6月 株式会社アーク 監査役(現任) 平成25年10月 一般社団法人梅ヶ枝中央きずな基金 (現公益財団法人梅ヶ枝中央きずな基金) 代表理事(現任) 平成26年6月 株式会社池田泉州銀行 監査役(現任) 平成27年6月 岩井コスモホールディングス株式会社 監査役(現任)	(注)8	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	鎌倉 寛保	昭和22年 1月27生	昭和46年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人 トーマツ）入社 昭和48年 5月 公認会計士登録 昭和58年 5月 同監査法人社員 平成 2年 5月 同監査法人代表社員 平成24年 7月 トラスコ中山株式会社 監査役（現任） 株式会社コーシン精機 監査役（現任） 平成25年 3月 当社監査役（現任）	(注) 9	-
監査役	-	村上 隆男	昭和20年 8月14日生	昭和44年 4月 サッポロビール株式会社（現サッポロホー ルディングス株式会社）入社 平成11年 3月 同社執行役員 製造本部製造部長 平成13年 3月 同社常務執行役員 営業本部商品開発部長 平成15年 7月 サッポロビール株式会社（新会社） 取締役兼専務執行役員 生産技術本部長 平成16年 3月 サッポロホールディングス株式会社 常務取締役 平成17年 3月 同社代表取締役社兼グループCEO 平成19年 6月 株式会社帝国ホテル 取締役（現任） 平成23年 3月 サッポロホールディングス株式会社 代表取締役会長 平成23年 7月 株式会社テレビ北海道 取締役（現任） 平成25年 3月 サッポロホールディングス株式会社 相談役（現任） 平成26年 3月 当社監査役（現任）	(注) 7	-
監査役	-	厨子 裕介	昭和37年 5月 5日生	昭和63年 6月 株式会社フジセイ・コーポレーション入社 営業部長 平成13年12月 同社取締役 営業本部長 平成17年 1月 当社営業本部長 平成17年 3月 当社取締役 営業本部長 平成23年 4月 当社取締役 東京支社長 平成24年 2月 当社取締役 経営管理本部長 平成24年 6月 当社取締役 名古屋支社長 平成25年12月 当社取締役 営業本部長 平成28年 4月 当社監査役（現任）	(注) 7	5,000
計						720,000

- (注) 1. 監査役山田庸男、鎌倉寛保、村上隆男は、社外監査役であります。
2. 監査役厨子裕介は、社内監査役であります。
3. 取締役伊東康孝は、社外取締役であります。
4. 取締役藤尾英雄は、代表取締役藤尾政弘の長男であります。
5. 取締役藤尾政弘、藤尾英雄、九鬼祐一郎、前園誠、高森秀樹、松本大祐、仁田英策、伊東康孝の任期は、平成28年3月30日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 取締役辰田耕二の任期は、平成29年3月30日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 監査役村上隆男、厨子裕介の任期は、平成26年3月28日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、厨子裕介は、平成28年3月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役田中紳郎の補欠として選任されたものであります。
8. 監査役山田庸男の任期は、平成28年3月30日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
9. 監査役鎌倉寛保の任期は、平成29年3月30日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
10. 当社では執行役員制度を導入しております。平成29年3月30日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は、以下のとおりであります。

執行役員 社長室長	遠藤 孝司
執行役員 営業本部副本部長兼第二営業部長	吉岡 巧
執行役員 営業本部副本部長兼第三営業部長	新井 誠
執行役員 営業企画本部副本部長兼店舗開発部長	西村 研一

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主利益の最大化のため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が行えるようにコーポレート・ガバナンス体制を構築すべきであると考えております。そして、株主の皆様に対し、一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを目指しております。

企業統治の体制

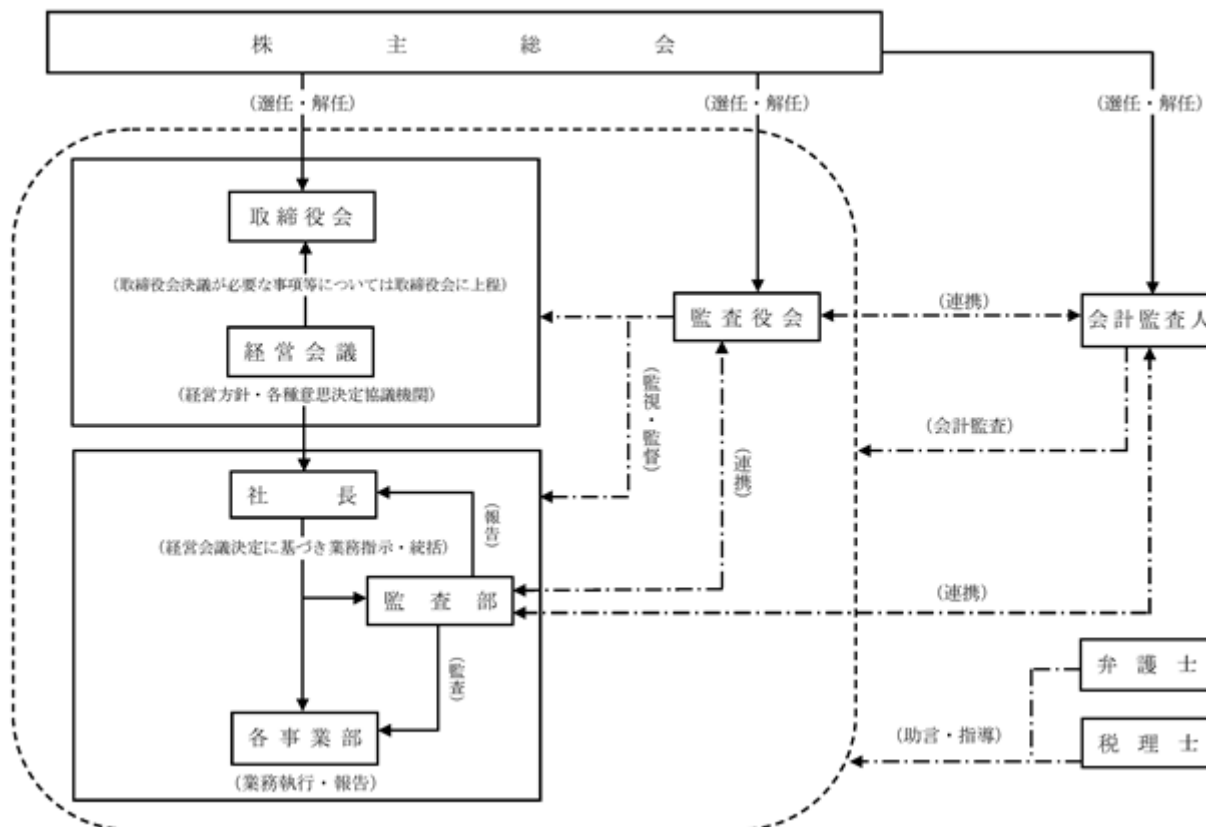
イ 企業統治の体制の概要

当社取締役会は、取締役9名（うち1名は社外取締役）で構成されております。取締役会は経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項並びに経営に関する重要な事項を決定する機関として毎月1回開催し、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しております。

また、当社は会社法上の大会社として監査役（会）（以下同じ。）制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち3名は社外監査役）で構成されております。監査役は取締役会を始めとする重要な会議に出席し、当社の機関たる株主総会、取締役会、会計監査人と横断的に連携・牽制して、取締役会の構成員たる各取締役に対するチェック機能を働かせております。さらには監査役会において年間の監査計画を策定し、業務監査、会計監査、取締役会に対するチェック機能について有効に機能するように務めております。

取締役会および取締役会メンバー全員が常任メンバーとなっている経営会議につきましても、取締役間の情報伝達、意思の疎通・共有を行うと同時に、取締役相互の業務遂行状況を相互に管理監督いたしております。

会社の機関及び内部統制システムの状況を模式図に示すと次の通りとなります。



□ 企業統治の体制を採用する理由

次のとおり会社機関の各機能の強化を図ることによって、健全な経営・法令遵守・経営の透明性を継続して確保する体制を実現できると考えております。

a 取締役会の機能の強化

取締役の人員につきましては、営業部門・間接部門・F C部門・子会社代表者等、各部門の責任者をメンバーとすることで、意思決定の迅速性、情報の共有性、横断的・網羅的な監督機能を強化しております。

b 監査役制度の採用と監視機能の強化

前述のとおり、会社法上の監査役制度を採用するとともに、当社と利害関係のない社外監査役を、監査役員の過半数（4名中3名）において招聘することで、さらなる経営の監視機能を強化しております。

c 執行役員制度の採用

執行役員制度を採用することにより、取締役会における経営の意思決定、取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離しつつ、取締役と執行役員を兼ねるメンバーにおきましては、意思決定への参加・意思決定内容とそれらの執行において齟齬のないように確認のうえ実施を行っております。

八 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、平成27年9月18日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当社および子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に取り組んでおります。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりです。

第1．当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループは、コンプライアンスの基本原則を設け、または次のとおり定めている。

- 1．取締役および使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。このような認識に基づき、社会規範、倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- 2．取締役は、この実践のため経営理念、社是、社訓に従い、企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
- 3．当社は社内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立・強化を図る。
- 4．当社監査役は、監査役会規程および監査役監査基準等に基づき監査役監査を行う。また、当社監査部は内部監査規程等に基づき内部監査を行う。
- 5．当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のために社外取締役を選任する。
- 6．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、社是、社訓の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- 7．当社は、従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
- 8．代表取締役および業務執行を担当する取締役に、使用人に対する危機管理に係る教育・啓発を行わせる。

第2．当社および当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1．取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）、その他の重要な情報を別に定める社内規程等に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - (4) 取締役を決定者とする決定資料および付属書類
 - (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- 2．当社取締役会議長は、上記1．に定める情報の保存および管理を監視・監督する責任者（以下、「統制監視責任者」という。）となる。
- 3．当社経営管理本部長は、統制監視責任者を補佐する。また、上記1．に定める文書その他の情報の保存および管理について指導を行うものとし、それらの作成、保存、管理等は規程管理規程、決裁および稟議規程および情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。さらに経営管理本部長に上記情報管理の担当者を置く。

第3．当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．当社取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処すべくリスク管理体制の実践的運用を行う。
- 2．当社社内にリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握、必要な見直しおよび危機発生時の対応を検討し、取締役会に報告する。
- 3．与信・品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する規程、マニュアル、手順書、手続書等に基づき行う。

4. 情報セキュリティに係るリスク管理は、IT化等により重要度が増す情報・システム管理に対応するために、管理・バックアップ体制等を必要に応じて見直す。
5. 災害・事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に社長指揮の下、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する。
6. 当社監査部は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規程等に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに社長他関連部署に報告する。

第4. 当社および当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、取締役・監査役・執行役員・各本部長等で構成する経営会議を原則毎週開催し、役員人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について、慎重に協議・決定し、必要な議案は諸規程に基づき取締役会に上程する。
2. 当社取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。
3. 各部門長は、取締役（会）の意思決定に基づき具体的な業務打ち合わせを行い、打ち合わせに基づき、業務を展開する体制とする。
4. 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限等は社内規程に基づくものとする。

第5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制および職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

企業集団として業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らし企業集団が経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

- (1) 子会社の事業運営、リスク管理体制等については、担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
- (2) 各子会社について当社で対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、子会社・当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- (3) 企業集団として業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らし企業集団が経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
- (4) 当社は、当社と子会社間の情報の伝達・報告や業務の有効な範囲において、ITを有効に利用する。

第6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役への補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 当社および当社グループは、当社の規模から、当面、監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。
2. 従業員は監査役から調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。

第7. 監査役の6.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 必要に応じて従業員が監査役（会）事務局業務および監査役の職務の補助を行うことし、監査役の使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを徹底する。
2. 取締役、当社執行役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
3. 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査部と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
4. 監査役は、社長、当社の監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

第8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会、当社経営会議への出席の他、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
2. 監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、およびコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行う。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

3. 当社は社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
4. 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役（会）等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
5. 以下の事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

第9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項[法務M17]

1. 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
2. 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役を支援する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

第10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査役は、取締役および使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理本部に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。
2. 当社は、特に財務上の問題については、会計監査人との面談の場を年4回程度持ち、問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

第11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。
2. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システムの整備運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

二 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の事業運営に関して担当取締役が総合的に助言・指導を行うとともに、対応部署を定めることで、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等円滑に実施するとともに、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上、適正性の確保を図っております。

ホ リスク管理体制の整備状況

リスクに対処すべく各種規程を設けるとともに、各事業・各部における所管事項に対するリスク管理を認識、共有、対応等するために横断的なリスク管理、コンプライアンス、労務衛生、安全対策等委員会を設置し、当社および当社グループの外的・内的危険要因に対応すべく、リスク管理の体制を整えております。さらには社長直轄の監査部におきまして、業務活動の適法性・妥当性について内部監査を実施し、業務の改善に向けた助言・勧告を適切に実施しております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、監査部が内部監査規程に基づき、当社の各部署及び店舗の業務が法令、定款及び社内規程に従い、適正かつ有効に運営されているかを監視しております。各監査役は、必要に応じて会計監査人に諮問する等平時より連携を密にすることにより、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っており、具体的には、監査役監査では監査役会で作成した監査方針・監査計画に基づき、取締役会の他必要に応じた会議等への出席、取締役・執行役員からの職務の執行状況の聴取、重要な書類・稟議書の閲覧等により、取締役・執行役員及び各部門の業務遂行状況の監査を実施しております。当社といたしましては、以上の各監査の結果に基づいて適正な指導を行い、業務に関する不正の防止及び早期発見など、業務の適正な遂行に努めております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は加藤善孝（継続監査年数3年）、柴田直子（継続監査年数1年）、大好慧（継続監査年数2年）の3名であり、優成監査法人に所属しております。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

社外取締役及び社外監査役

当社は、経営の透明性・客観性をより確保し、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役1名を選任しております。また、社外監査役3名を選任しており、独立の立場から経営の適法性・妥当性について監査を実施しております。

社外役員の選任にあたって独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役 伊東康孝氏は会社経営者としての豊富な業務経験を有しており、取締役会の意思決定を行う上で業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であると判断しているため、社外取締役として選任しております。

また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、特別な関係は有しておりません。

社外監査役 山田庸男氏（当事業年度末におきまして、当社株式2,000株を保有する株主であります。）は弁護士であり、社外監査役としての十分な資質に加え、法律的知識・経験の点からも、当社にとって重要な役割を果たして頂いております。

同氏は当社と法律顧問契約を締結している梅ヶ枝中央法律事務所の所長であります。同所との取引規模は社外監査役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、特別な関係は有しておりません。

社外監査役 鎌倉寛保氏は公認会計士としての長年の経験から企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しております。その知見・見識と社外監査役としての客観的な立場から当社経営に対して中立的・公正的な意見を期待できるものと判断して、社外監査役として選任しております。

また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、特別な関係は有しておりません。

社外監査役 村上隆男氏は、サッポロホールディングス株式会社の相談役を兼務されており、豊富な経験と知見を有していることから社外監査役として選任しております。

当社は飲料等の仕入にあたり、同社商品の取扱いを行っておりますが、取引価格その他取引条件は一般的な取引条件と同様に決定しております。

また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、特別な関係は有しておりません。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、それぞれの監督又は監査にあたり必要に応じて、内部監査部署、監査役及び会計監査人と協議・報告・情報交換を行うことにより、相互連携を図っております。また、内部統制部門からも必要に応じて内部統制の状況に関する情報の聴取等を行っております。

役員報酬の内容

当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額149百万円（基本報酬額149百万円、退職慰労金制度はなく、よって当事業年度への引当金繰入額はありせん）、対象となる員数は8名であります。なお、支給額及び支給人員には平成28年3月30日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名を含めております。

当社の社外取締役及び監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額25百万円（基本報酬額25百万円、退職慰労金制度はなく、よって当事業年度への引当金繰入額はありせん）、対象となる員数は6名であります。なお、支給額及び支給人員には平成28年3月30日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役1名を含めております。

また、使用人分給与のうち重要なものの内容につきましては年間総額46百万円、対象となる員数は6名であります。

そして、役員報酬の額又は算定方法の決定方針の内容及び決定方法につきましては、株主総会によって報酬の総額（枠）を決定し、配分は取締役会及び監査役に対しては監査役会に一任することとなっており、使用人兼取締役の場合は、使用人として受ける給与の体系が明確に確立されております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近の1年間における実施状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

イ 法令及び定款への適合を確保するための体制

法令順守、高度の倫理観・価値観を遵守のうえ公正かつ適切な経営の実現と醸成のため、当社各取締役会後に時間を設け、社内のコンプライアンス委員会より活動実績と今後の方針の共有・啓蒙活動を実施いたしました。

ロ 損失の危機の管理に関する体制

当社における与信・品質管理、安全衛生その他日常業務におけるリスク管理のため、関係する規程、マニュアル等を再度確認のうえ、それらの周知徹底と手順・手続の流れ等について確認させるため、店長を始めとする当社従業員に対して「フジオアカデミー」を中心とした教育を実施いたしました。

ハ 効率的な職務執行を確保するための体制

当社は取締役会を毎月1回開催することで機会を逸することのない効率的な職務執行を確保し、また取締役会の前日には適宜、幹部会を実施することで、幹部にタイムリーな情報を共有し勘案したうえで効率的な活動が行えるようにいたしました。

ニ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社と子会社間の情報の伝達・報告や業務の有効な範囲においてITを活用するとともに、子会社において検討すべき事案が発生したときは直ちに当社関係部署に内容を共有することで、企業集団における経営の健全性、業務の適正性を確保する体制を構築いたしました。

ホ 監査役の実効的な監査を確保するための体制

当社監査役は、代表取締役社長、会計監査人、監査部、法務室と定期的に意見交換の場を持ったほか、コンプライアンス委員会を始めとする各種社内委員会に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

取締役及び監査役の実効的な責任免除

当社は、取締役につき、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款に定めております。

また、監査役につき、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款で定めております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであり、社外役員においてはその就任を容易にし、また、社外役員として職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

会計監査人の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款で定めております。

これは、会計監査人の選定を容易にし、また、会計監査人として職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、中間配当金については株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

8銘柄1,229百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社池田泉州ホールディングス	237,310	118	資金調達などの取引関係維持
株式会社紀陽銀行	29,500	51	同上
株式会社南都銀行	117,000	44	同上
株式会社ファーストリテイリング	100	4	他社事業研究
株式会社サンマルクホールディングス	200	0	同上
株式会社りそなホールディングス	1,000	0	資金調達などの取引関係維持
株式会社吉野家ホールディングス	100	0	他社事業研究

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社梅の花	370,000	989	資本業務提携
株式会社池田泉州ホールディングス	237,310	127	資金調達などの取引関係維持
株式会社紀陽銀行	29,500	55	同上
株式会社南都銀行	11,700	52	同上
株式会社ファーストリテイリング	100	4	他社事業研究
株式会社サンマルクホールディングス	200	0	同上
株式会社りそなホールディングス	1,000	0	資金調達などの取引関係維持
株式会社吉野家ホールディングス	100	0	他社事業研究

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。
- ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	2	36	2
連結子会社	-	-	-	-
計	24	2	36	2

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

当連結会計年度

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目及びその他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。
なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替えて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,412	2,465
売掛金	270	287
たな卸資産	3199	3208
前払費用	248	254
繰延税金資産	84	96
預け金	1,211	1,198
その他	135	174
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,561	4,684
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	212,783	213,246
減価償却累計額	4,716	5,307
減損損失累計額	519	687
建物及び構築物(純額)	7,546	7,250
工具、器具及び備品	4,688	4,621
減価償却累計額	3,102	3,258
減損損失累計額	94	96
工具、器具及び備品(純額)	1,490	1,266
土地	2950	21,390
建設仮勘定	369	40
その他	260	286
減価償却累計額	230	249
その他(純額)	30	36
有形固定資産合計	10,388	9,984
無形固定資産	66	64
投資その他の資産		
投資有価証券	227	1,236
関係会社株式	1492	1735
繰延税金資産	255	312
敷金及び保証金	23,867	23,896
その他	201	326
貸倒引当金	11	11
投資その他の資産合計	5,032	6,496
固定資産合計	15,487	16,545
繰延資産	5	0
資産合計	20,054	21,231

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,303	1,380
1年内償還予定の社債	230	692
1年内返済予定の長期借入金	2,420,011	2,422,275
未払金	1,136	1,128
未払費用	480	463
未払法人税等	370	559
賞与引当金	48	60
未払消費税等	225	369
資産除去債務	11	6
株主優待引当金	41	43
その他	82	78
流動負債合計	5,942	7,058
固定負債		
社債	1,059	-
長期借入金	2,449,970	2,457,705
リース債務	10	25
繰延税金負債	24	25
預り保証金	294	320
資産除去債務	861	893
固定負債合計	7,221	6,969
負債合計	13,164	14,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,501	1,705
資本剰余金	1,381	1,584
利益剰余金	3,986	4,743
自己株式	0	875
株主資本合計	6,869	7,158
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28	0
為替換算調整勘定	27	13
その他の包括利益累計額合計	0	14
新株予約権	11	18
非支配株主持分	10	11
純資産合計	6,890	7,202
負債純資産合計	20,054	21,231

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	33,324	34,900
売上原価	11,153	12,282
売上総利益	22,170	22,617
販売費及び一般管理費		
役員報酬	168	178
給料及び手当	7,664	7,486
賞与	49	45
法定福利費	470	496
地代家賃	4,202	4,494
減価償却費	1,609	1,645
水道光熱費	1,781	1,690
消耗品費	1,090	1,005
貸倒引当金繰入額	1	0
賞与引当金繰入額	54	54
株主優待引当金繰入額	22	43
その他	2,693	3,068
販売費及び一般管理費合計	19,807	20,207
営業利益	2,363	2,410
営業外収益		
受取利息	4	3
受取販売協力金	16	8
賃貸収入	39	31
その他	30	18
営業外収益合計	90	62
営業外費用		
支払利息	61	60
社債利息	6	2
賃貸収入原価	32	24
持分法による投資損失	41	37
その他	39	24
営業外費用合計	180	148
経常利益	2,273	2,323
特別利益		
受取保険金	36	-
受取立退料	-	41
子会社清算益	4	-
固定資産売却益	10	179
その他	1	0
特別利益合計	41	120
特別損失		
店舗解約損	230	228
固定資産除却損	360	386
減損損失	4377	4392
災害による損失	-	42
その他	2	13
特別損失合計	470	563
税金等調整前当期純利益	1,844	1,881
法人税、住民税及び事業税	739	880
法人税等調整額	24	82
法人税等合計	764	797
当期純利益	1,080	1,084
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,079	1,083

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	1,080	1,084
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	29
為替換算調整勘定	12	14
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	19	14
包括利益	1,061	1,098
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,061	1,098
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,481	1,361	3,234	0	6,077
当期変動額					
新株の発行	19	19	-	-	38
剰余金の配当	-	-	293	-	293
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,079	-	1,079
自己株式の取得	-	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	33	-	33
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	19	19	752	-	791
当期末残高	1,501	1,381	3,986	0	6,869

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	21	39	17	11	11
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	7	11	18	0	0
当期変動額合計	7	11	18	0	0
当期末残高	28	27	0	11	10

	純資産合計
当期首残高	6,117
当期変動額	
新株の発行	38
剰余金の配当	293
親会社株主に帰属する当期純利益	1,079
自己株式の取得	-
連結範囲の変動	33
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	18
当期変動額合計	772
当期末残高	6,890

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,501	1,381	3,986	0	6,869
当期変動額					
新株の発行	203	203	-	-	407
剰余金の配当	-	-	294	-	294
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,083	-	1,083
自己株式の取得	-	-	-	875	875
連結範囲の変動	-	-	31	-	31
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	203	203	757	875	289
当期末残高	1,705	1,584	4,743	875	7,158

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	28	27	0	11	10
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	6	6	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	29	20	8	7	0
当期変動額合計	29	14	15	7	0
当期末残高	0	13	14	18	11

	純資産合計
当期首残高	6,890
当期変動額	
新株の発行	407
剰余金の配当	294
親会社株主に帰属する当期純利益	1,083
自己株式の取得	875
連結範囲の変動	25
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	16
当期変動額合計	312
当期末残高	7,202

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,844	1,881
減価償却費	1,617	1,647
貸倒引当金の増減額（ は減少）	43	0
賞与引当金の増減額（ は減少）	6	11
株主優待引当金の増減額（ は減少）	8	1
受取利息及び受取配当金	12	9
支払利息	61	60
社債利息	6	2
社債発行費	8	5
店舗解約損	30	28
固定資産除却損	60	86
固定資産売却損益（ は益）	0	79
減損損失	377	392
災害による損失	-	42
持分法による投資損益（ は益）	41	37
売上債権の増減額（ は増加）	10	21
たな卸資産の増減額（ は増加）	10	9
仕入債務の増減額（ は減少）	82	78
預け金の増減額（ は増加）	199	15
未収入金の増減額（ は増加）	6	6
立替金の増減額（ は増加）	18	11
未払金の増減額（ は減少）	66	71
未払消費税等の増減額（ は減少）	114	143
その他	99	43
小計	3,853	4,425
利息及び配当金の受取額	10	9
利息の支払額	68	61
法人税等の支払額	891	734
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,904	3,638

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	278	188
定期預金の払戻による収入	378	188
有形固定資産の取得による支出	3,830	1,994
無形固定資産の取得による支出	26	21
固定資産の除却による支出	84	49
有形固定資産の売却による収入	0	174
投資有価証券の取得による支出	-	966
貸付けによる支出	6	30
貸付金の回収による収入	10	14
関係会社株式の取得による支出	82	311
関係会社の整理による収入	97	-
長期前払費用の取得による支出	23	46
敷金及び保証金の差入による支出	435	232
敷金及び保証金の回収による収入	191	214
その他	22	90
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,112	3,339
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	3,767	3,360
長期借入金の返済による支出	1,899	2,360
社債の償還による支出	470	230
株式の発行による収入	37	38
割賦債務の返済による支出	33	20
自己株式の取得による支出	-	880
セール・アンド・リースバックによる収入	-	132
リース債務の返済による支出	32	25
配当金の支払額	253	253
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,116	239
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	6
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	97	52
現金及び現金同等物の期首残高	2,231	2,134
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,134	1 2,186

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
上海藤尾餐飲管理有限公司
株式会社ホノルルコーヒージャパン

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称
FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A CO.,LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.
株式会社フジオファーム
株式会社はらドーナッツ
株式会社フジオチャイルド
株式会社どん

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2社
会社の名称
FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A CO.,LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.

(2) 持分法を適用した関連会社の数 4社
株式会社博多ふくいち
MBK FOOD SYSTEM CO., LTD.
美樂食餐飲股份有限公司
PT MULIA SUKSES PERDANA

当連結会計年度において、重要性が増したことにより美樂食餐飲股份有限公司およびPT MULIA SUKSES PERDANAを持分法の適用範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.
株式会社フジオファーム
株式会社はらドーナッツ
株式会社フジオチャイルド
株式会社どん

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

なお、国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする、定額法を採用しております。

ニ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき金額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入利息

ヘッジ方針

借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、次の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた1百万円は、「固定資産売却益」0百万円、「その他」1百万円として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとし、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受金の増減額(は減少)」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。また、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた99百万円は、「固定資産売却益」0百万円、「その他」98百万円として組替え、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた22百万円は、「有形固定資産の売却による収入」0百万円、「その他」21百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 . 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
関係会社株式	492百万円	735百万円

2 . 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
現金及び預金	183百万円	183百万円
土地	590	1,003
建物	903	861
敷金及び保証金	40	40
計	1,717	2,087

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年内返済予定長期借入金	676百万円	521百万円
長期借入金	2,057	1,925
計	2,734	2,447

3 . たな卸資産

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
商品	41百万円	49百万円
原材料及び貯蔵品	157	159
計	199	208

4 . 財務制限条項

借入金のうち1契約について、以下の財務制限条項が付されております。

平成24年3月28日付契約長期借入金

長期借入金 30百万円 (うち1年内返済予定の長期借入金30百万円)

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。

(連結損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物	-百万円	73百万円
工具、器具及び備品	0	1
土地	-	4
合計	0	79

2. 店舗解約損の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
賃貸借契約解約損	16百万円	17百万円
その他	14	11
合計	30	28

3. 固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物及び構築物	56百万円	77百万円
工具、器具及び備品	3	8
その他	-	0
合計	60	86

4. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他	大阪府他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グルーピングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等については、建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)
建物及び構築物	309
工具、器具及び備品	67
その他	-
合計	377

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、営業店舗につきましては、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他	大阪府他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グルーピングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等については、建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額（百万円）
建物及び構築物	352
工具、器具及び備品	40
その他	0
合計	392

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能額をゼロとして評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8百万円	43百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	8	43
税効果額	1	13
その他有価証券評価差額金	7	29
為替換算調整勘定：		
当期発生額	12	14
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	0
その他の包括利益合計	19	14

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	9,793,200	34,200	-	9,827,400
合計	9,793,200	34,200	-	9,827,400
自己株式				
普通株式	38	-	-	38
合計	38	-	-	38

(注)普通株式の発行済株式の株式数の増加34,200株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	11
合計			-	-	-	-	11

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月30日 定時株主総会	普通株式	293	30	平成26年12月31日	平成27年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	294	利益剰余金	30	平成27年12月31日	平成28年3月31日

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式(注) 1	9,827,400	441,395	-	10,268,795
合計	9,827,400	441,395	-	10,268,795
自己株式				
普通株式(注) 2	38	350,435	-	350,473
合計	38	350,435	-	350,473

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加441,395株は、転換社債の株式転換による増加394,995株、新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加46,400株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加350,435株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加350,000株、単元未満株式の買取りによる増加435株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度 末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	18
合計			-	-	-	-	18

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	294	30	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	347	利益剰余金	35	平成28年12月31日	平成29年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	2,412百万円	2,465百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	278	278
現金及び現金同等物	2,134	2,186

2. 重要な非資金取引の内容

新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
重要な資産除去債務の額	122百万円	53百万円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本金増加額	-	183
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本準備金増加額	-	183
転換社債型新株予約権付社債の転換による 転換社債型新株予約権付社債減少額	-	367

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

直営事業における店舗設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年内	504	470
1年超	3,521	3,071
合計	4,026	3,542

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは借入金の金利変動リスク及び仕入債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、預け金、投資有価証券、敷金・保証金があります。現金及び預金については、主に普通預金及び当座預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。預け金、売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。敷金・保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、借入金、社債及びリース債務があります。買掛金、未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払い期日であります。借入金及び社債の用途は設備投資であります。

デリバティブは借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引及び仕入債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」を御参照下さい。

執行・管理については、信用リスクを回避するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
現金及び預金	2,412	2,412	-
売掛金	270	270	-
預け金	1,211	1,211	-
投資有価証券 その他有価証券	227	227	-
敷金及び保証金	3,867	3,733	134
資産計	7,989	7,855	134
負債			
買掛金	1,303	1,303	-
未払金	1,136	1,136	-
未払法人税等	370	370	-
未払消費税等	225	225	-
長期借入金	6,982	6,942	39
社債	1,289	1,289	0
リース債務	35	34	0
負債計	11,344	11,304	40

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
現金及び預金	2,465	2,465	-
売掛金	287	287	-
預け金	1,198	1,198	-
投資有価証券 其他有価証券	1,236	1,236	-
敷金及び保証金	3,896	3,768	127
資産計	9,084	8,956	127
負債			
買掛金	1,380	1,380	-
未払金	1,128	1,128	-
未払法人税等	559	559	-
未払消費税等	369	369	-
長期借入金	7,981	7,949	31
社債	692	692	0
リース債務	38	37	1
負債計	12,150	12,116	33

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は、次のとおりであります。

資産

現金及び預金、 売掛金、 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金、 未払金、 未払法人税等、 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金、 社債、 リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行及び新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記 デリバティブ取引 参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に、1年内償還予定の社債は社債に、1年内リース債務はリース債務に含めております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成27年12月31日	平成28年12月31日
預り保証金	294	320
関係会社株式	492	735

預り保証金については、無金利の営業保証金であり、期限の定めのないことにより、返還見込年数が特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

関係会社株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,412	-	-	-
売掛金	270	-	-	-
預け金	1,211	-	-	-
敷金及び保証金	322	914	1,519	1,111
合計	4,217	914	1,519	1,111

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,465	-	-	-
売掛金	287	-	-	-
預け金	1,198	-	-	-
敷金及び保証金	386	1,261	1,140	1,108
合計	4,337	1,261	1,140	1,108

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	230	1,059	-	-	-	-
長期借入金	2,011	1,676	1,376	776	336	803
リース債務	25	7	2	-	-	-
合計	2,267	2,744	1,379	776	336	803

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	692	-	-	-	-	-
長期借入金	2,275	1,960	1,360	948	808	626
リース債務	13	8	5	5	5	0
合計	2,980	1,968	1,365	953	813	626

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5	1	3
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	6	4	1
	小計	11	6	5
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	215	263	48
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	215	263	48
合計		227	269	42

(注) 関係会社株式(連結貸借対照表計上額 492百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	994	967	26
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	6	4	1
	小計	1,000	972	28
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	235	263	27
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	235	263	27
合計		1,236	1,236	0

（注）関係会社株式（連結貸借対照表計上額 735百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	0	0	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	0	0	-

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

5. 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 - (1) 金利関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,867	1,487	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,742	1,316	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
販売費及び一般管理費	0	9

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
特別利益(その他)	0	0

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成20年3月 第7回ストック・オプション	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 21名	当社取締役 3名 当社執行役員 4名	当社従業員 224名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 20,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成20年3月17日	平成24年3月15日	平成24年3月15日
権利確定条件	総会決議日(平成19年3月29日)以降、権利確定日(平成21年3月31日)まで継続して勤務していること。	権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員たる地位を有すること。但し、任期満了による退任、定年退職またはその他正当な理由がある場合はこの限りではない。	取締役会決議日(平成24年2月24日)以降、権利確定日(平成26年3月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成20年3月17日 至 平成21年3月31日	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成24年3月15日 至 平成26年3月14日
権利行使期間	平成21年4月1日から 平成29年3月29日まで	平成24年3月16日から 平成28年10月31日まで	平成26年3月15日から 平成30年3月14日まで

	平成26年2月 第10回ストック・オプション	平成27年11月 第11回ストック・オプション	平成27年11月 第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 4名	当社従業員 88名	当社取締役 5名 当社執行役員 3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 150,000株	普通株式 46,700株	普通株式 73,000株
付与日	平成26年3月10日	平成27年12月7日	平成27年12月7日
権利確定条件	権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員たる地位を有すること。但し、任期満了による退任、定年退職またはその他正当な理由がある場合はこの限りではない。	取締役会決議日(平成27年11月20日)以降、権利確定日(平成29年12月6日)まで継続して勤務していること。	権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員たる地位を有すること。但し、任期満了による退任、定年退職またはその他正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成27年12月7日 至 平成29年12月6日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年3月10日から 平成31年7月31日まで	平成29年12月7日から 平成33年12月6日まで	平成27年12月7日から 平成34年4月30日まで

(注) 平成26年4月1日付にて実施した株式分割(1株を200株に分割)を調整した後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年3月 第7回ストック・オプション	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,200	32,000	46,000
権利確定	-	-	-
権利行使	600	32,000	11,800
失効	-	-	1,000
未行使残	5,600	-	33,200

	平成26年2月 第10回ストック・オプション	平成27年11月 第11回ストック・オプション	平成27年11月 第12回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	46,700	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	46,700	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	134,400	-	73,000
権利確定	-	-	-
権利行使	2,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	132,400	-	73,000

(注) 平成26年4月1日付にて実施した株式分割（1株を200株に分割）を調整した後の株式数に換算しております。

単価情報

	平成20年3月 第7回ストック・オプション	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	752	765	829
行使時平均株価 (円)	2,578	2,615	2,496
公正な評価単価(付与日) (円)	52,715	1,506	26,917

	平成26年2月 第10回ストック・オプション	平成27年11月 第11回ストック・オプション	平成27年11月 第12回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,793	2,812	2,642
行使時平均株価 (円)	2,507	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	1,228	40,400	2,400

(注) 平成26年4月1日付にて実施した株式分割(1株を200株に分割)を調整した後の価額に換算しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	28百万円	46百万円
未払事業所税	6	6
貸倒引当金	3	3
減価償却超過額	3	3
長期前払費用償却超過額	1	1
ゴルフ会員権評価減	1	1
事業用定期借地権仲介手数料	0	0
株式報酬費用	-	4
土地評価減	16	16
減損損失	148	174
賞与引当金	15	18
未払費用	6	4
株主優待引当金	13	13
資産除去債務	281	275
その他有価証券評価差額金	13	-
子会社繰越欠損金	42	117
その他	13	6
繰延税金資産小計	599	697
評価性引当額	114	166
繰延税金資産合計	484	531
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	154	130
その他有価証券評価差額金	-	0
その他	15	16
繰延税金負債合計	170	147
繰延税金資産の純額	314	383

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.0
住民税均等割	5.2	5.3
評価性引当額の増減額	0.5	1.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9	1.2
持分法による投資損益	0.8	0.7
子会社欠損金	2.1	4.1
子会社株式評価損の連結修正	5.4	2.1
その他	0.9	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.5	42.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0%から平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、23百万円減少し、法人税等調整額は23百万円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～15年と見積り、割引率は0.3%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	803百万円	873百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	114	43
時の経過による調整額	8	9
資産除去債務の履行による減少額	52	26
期末残高	873	899

（賃貸等不動産関係）

当社では、大阪府において、賃貸利用している不動産を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は0百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	97	97
期中増減額	-	412
期末残高	97	510
期末時価	97	514

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による評価額によっております。なお、第三者からの取得時や直近の期末時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、経営管理目的により、事業形態に基づいて複数の事業単位に組織化されており、「直営事業」及び「F C事業」の2つを報告セグメントとしております。

「直営事業」は、国内及び海外において「まいどおおきに食堂」、「串家物語」、「手作り居酒屋かっぱうぎ」、「つるまる」等の運営を行っております。「F C事業」は、主に加盟店の経営指導等の事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位: 百万円)

	直営事業	F C事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
売上高					
外部顧客に対する売上高	31,687	1,636	33,324	-	33,324
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	31,687	1,636	33,324	-	33,324
セグメント利益	3,344	1,120	4,464	2,101	2,363
セグメント資産	13,621	320	13,942	6,112	20,054
その他の項目					
減価償却費	1,489	0	1,490	118	1,609
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,759	-	2,759	1,097	3,856

(注) 1. セグメント利益の調整額 2,101百万円は、主に各報告セグメントに含まれない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額6,112百万円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等であります。

3. 減価償却費の調整額118百万円は、全社資産に係る減価償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,097百万円は全社資産の増加額であります。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	直営事業	F C 事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
売上高					
外部顧客に対 する売上高	33,188	1,712	34,900	-	34,900
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	33,188	1,712	34,900	-	34,900
セグメント 利益	3,413	1,223	4,637	2,226	2,410
セグメント 資産	13,336	337	13,673	7,557	21,231
その他の項目					
減価償却費	1,513	5	1,519	126	1,645
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	1,348	-	1,348	667	2,015

- (注) 1. セグメント利益の調整額 2,226百万円は、主に各報告セグメントに含まれない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額7,557百万円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額126百万円は、全社資産に係る減価償却費であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額667百万円は全社資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高が10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高が10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	直営事業	F C 事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	377	-	377	-	377

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	直営事業	F C 事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	392	-	392	-	392

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社
の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社
の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
1株当たり純資産額	698 円 87 銭	1株当たり純資産額	723 円 21 銭

前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
1株当たり当期純利益金額	110 円 16 銭	1株当たり当期純利益金額	111 円 53 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	97 円 64 銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	102 円 70 銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,079	1,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,079	1,083
期中平均株式数(株)	9,800,364	9,711,461
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,257,149	834,899
(うち転換社債)	(1,074,400)	(750,059)
(うち新株予約権)	(182,749)	(84,840)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第11回 新株予約権 467個 第12回 新株予約権 730個	

(重要な後発事象)

(重要な契約の締結)

当社は、平成29年2月23日の取締役会において、アメリカのAhabi LLCとの間で、マスターライセンス契約の締結を行うことを決議し、平成29年3月4日に契約を締結しました。

1. 契約の目的

当社は、既にベーグル市場が存在し本物志向の強い日本で、当社のオペレーション及び販路開拓のノウハウを生かして、Ahabi LLCがアメリカで展開するWood-Fired Bagel Cafe (薪で焼くベーグルカフェ)「Eltana」を日本全国に展開することを目指します。

2. 契約の相手先の名称

Ahabi LLC

3. 契約の締結時期

平成29年3月4日

4. 契約の内容

Ahabi LLCの有する「Eltana」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権を当社が有するマスターライセンス契約

5. 契約の締結が業績に与える影響

平成28年12月期の業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱フジオフードシステム	第15回担保付社債	23.3.25	50 (50)	- (-)	0.92%	無担保	28.3.25
㈱フジオフードシステム	第16回無担保社債	23.9.12	60 (60)	- (-)	0.77%	無担保	28.9.12
㈱フジオフードシステム	第17回無担保社債	24.3.12	180 (120)	60 (60)	0.78%	無担保	29.3.10
㈱フジオフードシステム	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	24.5.30	999 (-)	632 (632)	-	無担保	29.5.30
合計	-	-	1,289 (230)	692 (692)	-	-	-

(注) 1. 当期末残高の()内は、内書きで1年以内償還予定の金額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価額(円)	186,037
発行価額の総額(百万円)	999
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月30日 至 平成29年5月30日

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものであります。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
692	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
一年内返済予定の長期借入金	2,011	2,275	0.639	-
一年内返済予定のリース債務	25	13	1.777	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,970	5,705	0.613	H29.1~H37.9
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10	25	0.409	H29.1~H34.1
その他有利子負債 割賦購入未払金	20	-	-	-
合計	7,038	8,019	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,960	1,360	948	808
リース債務	8	5	5	5
その他有利子負債	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,668	17,355	26,252	34,900
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	822	1,214	1,698	1,881
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	498	739	1,028	1,083
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	50.75	75.52	105.77	111.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	50.75	24.70	30.13	5.64

連結会計年度終了後の状況
特記事項はありません。

訴訟
該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,229	1,071
売掛金	303	318
預け金	1,122	1,117
商品	37	48
原材料及び貯蔵品	105	85
前払費用	228	237
繰延税金資産	84	96
短期貸付金	27	11
関係会社短期貸付金	-	37
未収入金	62	51
立替金	85	98
その他	11	28
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,296	4,203
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,415	11,908
減価償却累計額	4,259	4,779
減損損失累計額	388	520
建物(純額)	6,768	6,607
構築物	426	428
減価償却累計額	306	323
減損損失累計額	17	17
構築物(純額)	102	87
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	0	0
減損損失累計額	0	0
機械及び装置(純額)	0	-
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	2	2
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	4,260	4,491
減価償却累計額	2,883	3,191
減損損失累計額	62	95
工具、器具及び備品(純額)	1,315	1,204
土地	1,950	1,390
リース資産	251	277
減価償却累計額	217	236
減損損失累計額	9	9
リース資産(純額)	24	31
建設仮勘定	334	38
その他	5	5
有形固定資産合計	9,501	9,365

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	53	52
電話加入権	11	11
無形固定資産合計	64	63
投資その他の資産		
投資有価証券	227	1,236
関係会社株式	788	980
出資金	0	0
長期貸付金	92	26
関係会社長期貸付金	-	223
長期営業債権	3 12	3 10
長期前払費用	36	59
繰延税金資産	255	354
敷金及び保証金	1 3,558	1 3,596
その他	138	229
貸倒引当金	11	148
投資その他の資産合計	5,097	6,569
固定資産合計	14,663	15,998
繰延資産		
社債発行費	5	0
繰延資産合計	5	0
資産合計	18,965	20,202
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,218	1,306
1年内返済予定の長期借入金	1, 4 1,791	1, 4 2,003
1年内償還予定の社債	230	692
リース債務	25	13
未払金	1,081	1,071
割賦購入未払金	20	-
未払費用	453	434
未払法人税等	358	541
前受金	0	0
預り金	14	41
前受収益	2	2
未払消費税等	190	350
資産除去債務	9	2
賞与引当金	48	60
株主優待引当金	41	43
その他	12	13
流動負債合計	5,499	6,580

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
固定負債		
社債	1,059	-
長期借入金	1,443,385	1,451,106
リース債務	10	25
長期預り保証金	294	320
資産除去債務	829	864
固定負債合計	6,579	6,316
負債合計	12,078	12,896
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,501	1,705
資本剰余金		
資本準備金	1,381	1,584
資本剰余金合計	1,381	1,584
利益剰余金		
利益準備金	18	18
その他利益剰余金		
別途積立金	184	184
繰越利益剰余金	3,819	4,669
利益剰余金合計	4,022	4,871
自己株式	0	875
株主資本合計	6,904	7,286
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	0
評価・換算差額等合計	28	0
新株予約権	11	18
純資産合計	6,886	7,305
負債純資産合計	18,965	20,202

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高		
直営店売上高	29,489	31,061
フランチャイズ収入	1,679	1,751
売上高合計	31,169	32,812
売上原価		
直営店売上原価		
商品期首たな卸高	37	37
期首原材料たな卸高	81	99
当期商品仕入高	780	792
当期原材料仕入高	9,172	10,311
合計	10,072	11,240
商品期末たな卸高	37	48
期末原材料たな卸高	99	79
直営店売上原価	9,935	11,112
フランチャイズ収入原価	492	469
売上原価合計	10,428	11,581
売上総利益	20,741	21,230
販売費及び一般管理費		
役員報酬	168	175
給料及び手当	7,250	7,090
法定福利費	419	442
地代家賃	3,785	4,075
減価償却費	1,418	1,528
求人費	150	103
旅費及び交通費	89	89
水道光熱費	1,702	1,610
消耗品費	1,005	922
貸倒引当金繰入額	1	0
賞与引当金繰入額	48	54
株主優待引当金繰入額	22	43
その他	2,236	2,642
販売費及び一般管理費合計	18,298	18,777
営業利益	2,442	2,453

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業外収益		
受取利息	2	3
賃貸収入	39	31
受取販売協力金	16	8
その他	31	20
営業外収益合計	89	63
営業外費用		
支払利息	54	54
社債利息	6	2
社債発行費償却	8	5
賃貸収入原価	36	24
その他	11	14
営業外費用合計	117	101
経常利益	2,414	2,415
特別利益		
受取保険金	36	-
受取立退料	-	41
固定資産売却益	1 0	1 79
子会社清算益	4	-
その他	0	0
特別利益合計	41	120
特別損失		
店舗解約損	2 30	2 9
固定資産除却損	3 50	3 86
減損損失	242	244
子会社株式評価損	280	119
災害による損失	-	42
関係会社貸倒引当金繰入額	-	137
その他	2	13
特別損失合計	606	651
税引前当期純利益	1,849	1,885
法人税、住民税及び事業税	735	866
法人税等調整額	9	125
法人税等合計	744	740
当期純利益	1,104	1,144

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,481	1,361	18	184	3,009	0	6,055	
当期変動額								
新株の発行	19	19	-	-	-	-	38	
剰余金の配当	-	-	-	-	293	-	293	
当期純利益	-	-	-	-	1,104	-	1,104	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	19	19	-	-	810	-	849	
当期末残高	1,501	1,381	18	184	3,819	0	6,904	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	21	21	11	6,044
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	38
剰余金の配当	-	-	-	293
当期純利益	-	-	-	1,104
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7	7	0	7
当期変動額合計	7	7	0	842
当期末残高	28	28	11	6,886

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,501	1,381	18	184	3,819	0	6,904	
当期変動額								
新株の発行	203	203	-	-	-	-	407	
剰余金の配当	-	-	-	-	294	-	294	
当期純利益	-	-	-	-	1,144	-	1,144	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	875	875	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	203	203	-	-	849	875	382	
当期末残高	1,705	1,584	18	184	4,669	875	7,286	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	28	28	11	6,886
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	407
剰余金の配当	-	-	-	294
当期純利益	-	-	-	1,144
自己株式の取得	-	-	-	875
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	29	29	7	36
当期変動額合計	29	29	7	418
当期末残高	0	0	18	7,305

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～50年
構築物	5～40年
機械装置	9年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度の負担すべき金額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入利息

ヘッジ方針

借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた1百万円は、「固定資産売却益」0百万円、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
現金及び預金	183百万円	183百万円
土地	590	1,003
建物	903	861
敷金及び保証金	40	40
合計	1,717	2,087

(2) 担保付債務

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	676百万円	521百万円
長期借入金	2,057	1,925
合計	2,734	2,447

2. 保証債務

金融機関借入の保証

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
株式会社ホノルルコーヒージャパン	805百万円	871百万円
小計	805	871

3.

前事業年度(平成27年12月31日)

長期営業債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号に規定する破産更生債権等に準ずる債権であり、通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権であります。

当事業年度(平成28年12月31日)

長期営業債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号に規定する破産更生債権等に準ずる債権であり、通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権であります。

4. 財務制限条項

借入金のうち1契約について以下の財務制限条項が付されております。

平成24年3月28日付契約長期借入金

長期借入金 30百万円(うち1年内返済予定の長期借入金30百万円)

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物	- 百万円	73百万円
工具、器具及び備品	0	1
土地	-	4
合計	0	79

2. 店舗解約損の内訳は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
賃貸借契約解約損	16百万円	3百万円
その他	14	5
合計	30	9

3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物	45百万円	76百万円
構築物	1	1
工具、器具及び備品	3	8
その他	-	0
合計	50	86

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式918百万円、関連会社株式62百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式726百万円、関連会社株式62百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、子会社株式について280百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価格の回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、子会社株式について119百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価格の回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	28百万円	46百万円
未払事業所税	6	6
貸倒引当金	3	45
減価償却費超過額	3	3
長期前払費用償却超過額	1	1
ゴルフ会員権評価減	1	1
株式報酬費用	-	4
事業用定期借地権仲介手数料	0	0
土地評価減	16	16
減損損失	107	136
賞与引当金	15	18
未払費用	6	4
株主優待引当金	13	13
資産除去債務	270	265
その他有価証券評価差額金	13	-
その他	13	6
繰延税金資産小計	505	573
評価性引当額	20	-
繰延税金資産合計	484	573
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	145	121
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延税金負債合計	145	122
繰延税金資産の純額	339	451

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	5.2	5.0
評価性引当額の増減額	3.3	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8	1.2
その他	0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3	39.3

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は22百万円減少し、法人税等調整額は22百万円増加しております。

（重要な後発事象）

（重要な契約の締結）

当社は、平成29年2月23日の取締役会において、アメリカのAhabi LLCとの間で、マスターライセンス契約の締結を行うことを決議し、平成29年3月4日に契約を締結しました。

1. 契約の目的

当社は、既にベーグル市場が存在し本物志向の強い日本で、当社のオペレーション及び販路開拓のノウハウを生かして、Ahabi LLCがアメリカで展開するWood-Fired Bagel Cafe（薪で焼くベーグルカフェ）「Eltana」を日本全国に展開することを目指します。

2. 契約の相手先の名称

Ahabi LLC

3. 契約の締結時期

平成29年3月4日

4. 契約の内容

Ahabi LLCの有する「Eltana」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権を当社が有するマスターライセンス契約

5. 契約の締結が業績に与える影響

平成28年12月期の業績に与える影響はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期末減損 損失累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定資産								
建物	11,415	1,105	612	11,908	4,779	520	1,050 (202)	6,607
構築物	426	2	0	428	323	17	18 (0)	87
機械及び装置	0	-	0	0	0	0	0	-
車両運搬具	2	-	-	2	2	-	0	0
工具、器具及び 備品	4,260	565	334	4,491	3,191	95	653 (40)	1,204
リース資産	251	25	-	277	236	9	19 (0)	31
土地	950	444	4	1,390	-	-	-	1,390
建設仮勘定	334	38	334	38	-	-	-	38
その他	5	-	-	5	-	-	-	5
有形固定資産 計	17,649	2,182	1,287	18,544	8,534	643	1,741 (244)	9,365
無形固定資産								
ソフトウェア	117	21	-	138	86	-	22	52
電話加入権	11	-	-	11	-	-	-	11
無形固定資産 計	128	21	-	149	86	-	22	63
長期前払費用	103	39	16	126	67	-	15	59
繰延資産								
社債発行費	56	-	-	56	55	-	5	0
繰延資産計	56	-	-	56	55	-	5	0

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) 直営店の新規出店(予定を含む)等による増加額

建物	916百万円
工具、器具及び備品	557百万円
リース資産	25百万円
建設仮勘定	38百万円

(2) 本社の社屋等による増加額

建物	189百万円
土地	444百万円
構築物	2百万円
工具、器具及び備品	8百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

直営店舗の閉店による減少額

建物	612百万円
工具、器具及び備品	334百万円

3. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12	141	-	4	149
賞与引当金	48	54	42	-	60
株主優待引当金	41	43	41	-	43

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」の欄の金額は、一般債権の貸倒実績による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL (http://www.fujio-food.com/)
株主に対する特典	年2回、6月30日、12月31日現在の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数100株以上300株未満に3,000円相当、300株以上1,000株未満に6,000円相当、1,000株以上に12,000円相当の自社取扱商品を贈呈する。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月30日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月30日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日近畿財務局長に提出

（第18期第2四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日近畿財務局長に提出

（第18期第3四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月10日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年3月31日 近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年3月31日）平成28年4月6日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年4月30日）平成28年5月11日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年5月1日 至 平成28年5月31日）平成28年6月1日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年6月30日）平成28年7月7日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年7月31日）平成28年8月1日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年8月1日 至 平成28年8月31日）平成28年9月5日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年9月1日 至 平成28年9月30日）平成28年10月3日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年10月1日 至 平成28年10月31日）平成28年11月1日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年11月1日 至 平成28年11月30日）平成28年12月1日近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年12月1日 至 平成28年12月31日）平成29年1月16日近畿財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

平成28年4月25日 近畿財務局長に提出

報告期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年3月31日）の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 3月24日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大好 慧 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジオフードシステムの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フジオフードシステムが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月24日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 善孝	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 直子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大好 慧	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステムの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。